

島根県人権施策推進基本方針

(第二次改定)

素案

島根県人権施策推進基本方針 第二次改定（素案）

		ページ
第1章	総論	
	Ⅰ 基本方針改定の趣旨	1
	Ⅱ 基本方針策定の背景	2
	1. 国際的な潮流	2
	2. 国の取組	3
	3. 県の取組	4
	Ⅲ 基本理念	5
	1. 基本的な考え方	7
	2. 基本方針の性格	8
第2章	各論	
	Ⅰ 人権教育・啓発の推進	9
	1. 人権教育	9
	(1) 学校教育における人権教育の推進	9
	(2) 社会教育における人権教育の推進	11
	2. 人権啓発	13
	(1) 企業等における人権啓発の推進	13
	(2) 地域社会における人権啓発の推進	13
	3. 特定職業従事者に対する研修等の充実	14
	Ⅱ 各人権課題に対する取組	17
	1. 女性	17
	2. 子ども	22
	3. 高齢者	27
	4. 障がいのある人	31
	5. 同和問題	36
	6. 外国人	42
	7. 患者と感染者等	45
	8. 犯罪被害者等とその家族	49
	9. 刑を終えて出所した人等	52
	10. LGBT等	54
	11. インターネットによる人権侵害	56
	12. 様々な人権課題	58
	(1) プライバシーの保護	58
	(2) 「ひのえうま」などの迷信	59
	(3) アイヌの人々	60
	(4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	61
	(5) ホームレスの人権	62
	(6) 人身取引(トラフィッキング)事件の適切な対応	63
	(7) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族	64
	(8) 災害と人権	65
	(9) その他の人権課題	67
	Ⅲ 施策の推進	68

第 1 章 総論

第二次改定(素案)

第一次改定

第1章 総論

I 基本方針改定の趣旨

県では、「一人一人の人権が尊重される社会の実現」を目指し、「島根県人権施策推進基本方針(以下「基本方針」という。)」を策定(2000(平成12)年策定、2008(平成20)年第一次改定)し、様々な人権問題の現状と課題を明らかにするとともに、県の施策の基本的方向を示し、県民の人権意識の向上と人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。

しかし、最近の人権に関する社会情勢を見ると、学校でのいじめや、女性や子ども、高齢者に対する暴行・虐待、さらに、特定の民族や国籍の人を排斥しようとするヘイトスピーチデモ(*)、インターネットによる人権侵害情報の拡散など、様々な人権侵害事象が全国的に発生し大きな社会問題となっています。

また、多様な性的指向・性自認の受容、災害時における障がいのある人・高齢者等への配慮など新たな分野の課題も顕在化しています。

このため、今後とも、様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発のより積極的な取組が求められている状況にあります。

今回の改定は、これまでの基本方針(第一次改定)の理念を引き継ぐとともに、第一次改定後の法令・計画などの動きや新たな課題に対応するために行いました。

なお、「基本方針」の改定にあたっては、2016(平成28)年に実施した「島根県人権問題県民意識調査」(以下「人権問題県民意識調査」という。)の結果、パブリックコメントによる意見、市町村や関係諸団体をはじめとする多方面からの意見等を踏まえ、数次にわたる「島根県人権施策推進協議会」における協議・審議を重ねるなど、幅広く意見を集約しました。

第1章 総論

I 基本方針改定の趣旨

県では、国内外の動向を踏まえ、「人権の世紀」といわれる21世紀に向けて、2000(平成12)年に「島根県人権施策推進基本方針(以下「基本方針」という。)」を策定し、県が進める人権教育・啓発の現状と課題及び施策の基本的方向を明らかにして、人権施策の総合的・効果的な推進に努めてきました。

この結果、県民の人権問題に対する関心は高まってきましたが、依然として、女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人など、様々な人権問題が発生しています。

また、近年は、「*ドメスティック・バイオレンス(DV)」や児童・高齢者への虐待など、より対応の強化が求められる課題に加え、性同一性障害者の人権やインターネット上での人権侵害など、新たな分野の課題が顕在化しています。

このため、今後とも、様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発のより積極的な取組が求められている状況にあります。

今回は、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、2000(平成12)年に策定した「基本方針」の理念を継承しつつも、前回策定後の法令・計画などの動きや新たな課題への対応を含め改定を行いました。

なお、「基本方針」の改定にあたっては、パブリックコメントによる意見、市町村や関係諸団体をはじめとする多方面からの意見等を踏まえ、数次にわたる「島根県人権施策推進協議会」における協議・審議を重ねるなど、幅広く意見を集約しました。

第二次改定(素案)	第一次改定
<p>第1章 総論</p> <p>II 基本方針策定の背景</p> <p>1. 国際的な潮流</p> <p>20世紀における二度の世界大戦の反省から、<u>国際連合(以下「国連」という。)</u>は、1948(昭和23)年の第3回国連総会において「<u>すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であり</u>」とうたい「<u>すべての人民とすべての国とが達成すべき人権の共通の基準</u>」を定めた「<u>世界人権宣言</u>」を採択しました。</p> <p>国連は、<u>この「世界人権宣言」の精神を実現するために、</u>1966(昭和41)年の「<u>国際人権規約(*)</u>」をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(以下「<u>人種差別撤廃条約</u>」という。))、「<u>女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下「女子差別撤廃条約</u>」という。))」、「<u>児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約</u>」という。))」、「<u>強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)</u>」、「<u>障害者の権利に関する条約(以下「障害者権利条約</u>」という。))」など、多くの人権に関する条約を採択しました。</p> <p>また、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」など、重要なテーマごとに国際年を定めるとともに、それぞれの課題に重点的に対応するため、「<u>国連婦人の10年</u>」、「<u>国連障害者の10年</u>」などの国際の10年の取組も展開されました。</p> <p>しかしながら、世界各地で紛争や内戦が<u>絶えず</u>、これに伴う顕著な人権侵害や難民の発生など、深刻な問題が表面化しました。こうした中、1993(平成5)年にウィーンにおいて世界人権会議が開催され、すべての人権が普遍的であり、人権が国際的関心事であることが確認されるとともに、人権教育の重要性が強調されました。</p> <p>1994(平成6)年には、人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官が創設され、同年の第49回国連総会では1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間を「<u>人権教育のための国連10年</u>」とする決議とともに、人権についての意識を高め、理解を深めるための具体的プログラムとしての「<u>人権教育のための国連10年</u>」</p>	<p>第1章 総論</p> <p>II 基本方針策定の背景</p> <p>1. 国際的な潮流</p> <p>20世紀において、二度にわたる悲惨な世界大戦を経験した人類は、1945(昭和20)年に「<u>国際の平和及び安全を維持・・・人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励する(国際連合憲章第1章)</u>」ことを目的として国際連合(以下「<u>国連</u>」という。)を設立しました。また、同年、<u>連合教育文化会議</u>において、「<u>国際連合憲章</u>」の目的を実現するため、諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、<u>国際平和と人類の福祉の促進を目的とする「ユネスコ憲章」</u>が採択されました。そして、1948(昭和23)年の第3回国連総会において、すべての人民とすべての国とが達成すべき人権の共通の基準を定めた「<u>世界人権宣言</u>」が採択されました。</p> <p>国連は、その後、「<u>世界人権宣言</u>」を実効あるものにするため、1966(昭和41)年の「<u>*国際人権規約</u>」をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」、「<u>女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)</u>」、「<u>児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)</u>」など、多くの人権に関する条約を採択しました。</p> <p>また、「<u>国際婦人年</u>」、「<u>国際児童年</u>」、「<u>国際障害者年</u>」、「<u>国際高齢者年</u>」など、重要なテーマごとに国際年を定めるとともに、それぞれの課題に重点的に対応するため、「<u>国連婦人の10年</u>」、「<u>国連障害者の10年</u>」などの国際の10年の取組も展開されました。</p> <p>しかしながら、東西対立の冷戦構造の崩壊とともに、世界各地で地域紛争や民族紛争が起こり、これに伴う顕著な人権侵害や難民の発生など、深刻な問題が表面化しました。こうした中で、人類は、「<u>平和のないところに人権は存在し得ず、人権のないところに平和は存在し得ない。人権尊重が平和の基礎である。</u>」という教訓を得、<u>国際社会全体で人権問題の解決に向けて取り組む機運が高まりました。</u></p>

行動計画」が採択され、人権という普遍的文化を世界中に構築するための取組が開始されました。この「行動計画」の取組により、人権教育の方向が示され、各国において国内行動計画の策定など、様々な取組が推進されてきました。

さらに、2004(平成16)年の第59回国連総会において、人権教育がすべての国で取り込まれるよう「人権教育のための国連10年行動計画」の後継の取組として、「人権教育のための世界計画」を2005(平成17)年から開始することを採択し、その第1段階(2005～2009年)については「初等・中等教育における人権教育」の推進に重点をおいた取組が行われ、第2段階(2010～2014年)においては、「高等教育並びに教育者、公務員等の人権教育」に焦点をあてた取組が決議されました。

また、2014(平成26)年の第27回人権理事会(*)において、「メディアと報道関係者に焦点をあてるとともに、初等・中等・高等教育などにおける、これまでの人権教育の取り組みを一層強化する」などとした第3段階(2015～2019年)が採択されました。

2. 国の取組

我が国においては、1947(昭和22)年に「基本的人権の尊重」を基本原理とする日本国憲法が施行され、1956(昭和31)年には、国連に加盟して、国際社会の仲間入りを果たしました。

そして、「国際人権規約」をはじめ、「人種差別撤廃条約」、「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」など、多くの人権に関する諸条約を批准し、国際的な人権保障の潮流に沿った方向で人権施策の充実・普及を図ってきました。

また、我が国固有の人権問題である同和問題については、1965(昭和40)年の同和对策審議会答申に基づく取組を進めてきました。

1993(平成5)年には、世界人権宣言45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的として、ウィーンにおいて世界人権会議が開催され、すべての人権が普遍的であり、人権が国際的関心事であることが確認されるとともに、人権教育の重要性が強調されました。

このような経緯を経て、1994(平成6)年には、人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官が創設され、同年の第49回国連総会では、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間で「人権教育のための国連10年」とする決議とともに、人権についての意識を高め、理解を深めるための具体的プログラムとしての「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、人権という普遍的文化を世界中に構築するための取組が開始されました。この「行動計画」の取組により、人権教育の方向が示され、各国において国内行動計画の策定など、様々な取組が推進されてきました。

さらには、2004(平成16)年の第59回国連総会において、人権教育がすべての国で取り込まれるよう「人権教育のための国連10年行動計画」の後継の取組として、「人権教育のための世界計画」を2005(平成17)年から開始する決議が採択され、2007(平成19)年までの3年間に於いて、「初等・中等教育における人権教育」の推進に重点をおいた取組が行われました。

2. 国の取組

我が国においては、1947(昭和22)年に「基本的人権の尊重」を基本原理とする日本国憲法が施行され、1956(昭和31)年には、国連に加盟して、国際社会の仲間入りを果たしました。

そして、「国際人権規約」をはじめ、「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「人種差別撤廃条約」など、多くの人権に関する諸条約を批准するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」などの各種国際年について積極的に取り組みながら、国際的な人権保障の潮流に沿った方向で人権施策の充実・普及を図ってきました。

さらに、「人権教育のための国連 10 年」決議を受けて、1997(平成 9)年に「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画を策定し、関係府省での取組が開始されました。

一方、1997(平成 9)年に人権擁護施策の推進を国の責務と定めた「人権擁護施策推進法」が施行され、同法に基づき設置された「人権擁護推進審議会」において、1999(平成 11)年には人権教育・啓発の基本的事項について、また、2001(平成 13)年には人権侵害の場合の救済施策についての答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000(平成 12)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、同法においては、人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であると規定されました。これに基づき、国は 2002(平成 14)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、計画に係る施策の実施状況を毎年国会に報告しています。

各人権課題に関係した法整備も進んでおり、1999(平成 11)年「男女共同参画社会基本法」、2000(平成 12)年「児童虐待の防止等に関する法律」、2005(平成 17)年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、2013(平成 25)年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、2013(平成 25)年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)、2016(平成 28)年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)、2016(平成 28)年「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「部落差別解消法」という。)などが制定され、21 世紀を人権の世紀にふさわしいものとするための様々な取組が積極的に進められています。

また、2006(平成 18)年に改定された新たな「教育基本法」においては、生涯学習の理念に基づいた学校、家庭、地域等の連携に裏付けられた様々な分野における人権教育の取組が求められています。

2008(平成 20)年には、「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」が公表され、人権教育の指導方法や教材など学校における人権教育の一層の推進を図るための取組も進められています。

また、我が国固有の人権問題である同和問題について、1965(昭和 40)年の同和对策審議会答申に基づく取組を進めてきました。

さらに、「人権教育のための国連 10 年」決議を受けて、1997(平成 9)年に「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画を策定し、関係府省での取組が開始されました。

一方、1997(平成 9)年に人権擁護施策の推進を国の責務と定めた「人権擁護施策推進法」が施行され、同法に基づき設置された「人権擁護推進審議会」において、1999(平成 11)年には、人権教育・啓発の基本的事項について、また、2001(平成 13)年には、人権侵害の場合の救済施策についての答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000(平成 12)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、同法においては、人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であると規定されました。これに基づき、2002(平成 14)年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

このほかにも、「男女共同参画社会基本法」、「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」、「犯罪被害者等基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」、「障害者自立支援法」など、個別の人権関係法の制定により、21 世紀を人権の世紀にふさわしいものとするための様々な取組が積極的に進められています。

また、2008(平成 20)年には、「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」が公表され、人権教育の指導方法や教材など学校における人権教育の一層の推進を図るための取組も進められています。

3. 県の取組

県においても、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、県民一人一人の人権が尊重される社会を目指して、様々な人権問題について、個別の分野ごとに計画やプランを策定するなど、関係部局を中心に国や市町村、関係諸団体等と連携しながら、それぞれの課題解決のため、計画的に各種施策に取り組んできました。

1998(平成10)年には、人権施策の総合的・効果的な推進を図るため、庁内に「島根県人権施策推進会議」を設置しました。また、1999(平成11)年には、人権問題県民意識調査を実施するとともに、人権施策の推進に関する基本的方向や施策のあり方について幅広く県民の意見を求めるため、有識者で組織する「島根県人権施策推進協議会」を設置しました。

そして、「人権問題県民意識調査」の結果や関係諸団体の意見要望等を踏まえて、「島根県人権施策推進協議会」及び「島根県人権施策推進会議」において協議・審議を重ねるなど、様々な角度から検討を加え、2000(平成12)年に県の人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための指針となる「基本方針」を策定しました。

さらに、2003(平成15)年に人権啓発推進センターを県庁内に、2006(平成18)年に西部人権啓発センターを県浜田合同庁舎内に設置するなど、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発の総合的な取組を積極的に推進してきました。

その後、2008(平成20)年に、制定後の人権を巡る社会情勢の変化、法律の制定等を踏まえ、「基本方針」の第一次改定を行い人権施策の一層の推進を図ってきました。

しかしながら、依然として、差別や虐待などの人権侵害が後を絶たないなど、多くの課題が残されており、また、国際化や情報化、少子高齢化など、社会環境の急速な変化を背景に、新たに発生した人権問題や第一次改定後の新たな動きである法令・計画などに対応することが必要であることから、今回、「基本方針」の第二次改定を行うこととしました。

今後とも、県においては、同和問題などの具体的な人権課題に即した個別的

3. 県の取組

県においても、女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人などの様々な人権問題について、個別の分野ごとに計画やプランを策定するなど、関係部局を中心に国や市町村、関係諸団体等と連携しながら、それぞれの課題解決のため、計画的に各種施策に取り組んできました。

こうした取組や国内外の動きを踏まえ、今後、人権尊重の意識を高めていくための取組が必要であるとの認識に立ち、1998(平成10)年に人権施策の総合的・効果的な推進を図るため、庁内に「島根県人権施策推進会議」を設置しました。

また、1999(平成11)年には、「人権問題に関する県民意識調査」(以下「県民意識調査」という。)を実施するとともに、人権施策の推進に関する基本的方向や施策のあり方について幅広く県民の意見を求めるため、有識者で組織する「島根県人権施策推進協議会」を設置しました。

そして、「県民意識調査」の結果や関係諸団体の意見要望等を踏まえて、「島根県人権施策推進協議会」及び「島根県人権施策推進会議」において協議・審議を重ねるなど、様々な角度から検討を加え、2000(平成12)年に「基本方針」を策定し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発の総合的な取組を積極的に推進してきました。

しかしながら、依然として、差別や虐待などの人権侵害が後を絶たないなど、多くの課題が残されており、また、国際化や情報化、少子高齢化など、社会環境の急速な変化を背景に、新たに発生した人権問題や前回策定後の新たな動きである法令・計画などに対応することが必要であることから、今回、「基本方針」を改定することとしました。

今後とも、県においては、同和問題などの具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチに加え、法の下での平等、個人の尊重といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチにより、人権尊重の意識の高揚を図り、様々な人権問題の解決に向けて取り組んでいきます。

な視点からのアプローチに加え、法の下の平等、個人の尊重といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチにより、人権尊重の意識の高揚を図り、様々な人権問題の解決に向けて取り組んでいきます。

第 二 次 改 定 (素案)	第 一 次 改 定
<p>第1章 総論</p> <p>Ⅲ 基本理念</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>この「基本方針」は、一人一人の個性、違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めるとともに、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継いでいかれるような「人権という普遍的な文化」の創造を理念とするものです。</p> <p>そして、県民一人一人に人権の意義や重要性が知識として身につくとともに、相手の立場に立って理解・行動することができるような人権感覚が十分身につくことを目指すものです。</p> <p><u>そのため、次のような人権に関わる取組を総合的に推進します。</u></p> <p>(1) <u>人権教育・啓発の積極的な推進</u></p> <p><u>人権教育・啓発の実施主体として重要な役割を担うべき県は、すべての人々に対して、学校や地域、職場あるいは家庭など様々な場において人権教育・啓発が行われるよう、今後、取り組むべき施策を明らかにし、人権に視点を置いた総合的な取組を推進していきます。特に、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人に対しての人権教育・啓発に重点的に取り組みます。</u></p> <p>(2) <u>個別の人権課題における総合的・効果的な施策の推進</u></p> <p><u>女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人などの様々な人権問題については、個別の人権課題として取り上げ関係部局、国・市町村等と連携し総合的かつ効果的な施策を推進します。</u></p> <p>(3) <u>企業、NPO等の民間団体との連携、協働による取組の推進</u></p> <p><u>人権が尊重され、擁護される社会は県民や企業、NPOなどの団体、行政等が一体となって、あらゆる努力によって築き上げられるものです。</u></p> <p><u>そのため人権に関する啓発活動に主体的に取り組む企業、NPOなどの団体を人権尊重社会の担い手であることを認識し、その取組を支援するとともに、連携・協力し県民の人権意識の向上に取り組みます。</u></p>	<p>第1章 総論</p> <p>Ⅲ 基本理念</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>この「基本方針」は、一人ひとりの個性、違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めるとともに、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継いでいかれるような「人権という普遍的な文化」の創造を理念とするものです。</p> <p>そして、県民一人ひとりに人権の意義や重要性が知識として身につくとともに、相手の立場に立って理解することができるような、人権感覚が十分身につくことを目指すものです。</p> <p>そのため、人権教育・啓発の実施主体としての重要な役割を担うべき県は、全ての人々に対して、学校や地域、職場あるいは家庭などあらゆる場において人権教育・啓発が行われるよう、今後取り組むべき施策を明らかにし、人権に視点を置いた総合的な取組を推進していきます。</p> <p>さらに、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対して、人権教育に重点的に取り組むとともに、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人などの様々な人権問題については、個別の人権課題として取り上げていきます。</p> <p>また、年齢や性別、障害、言語など、人の差異に可能な限り無関係に、すべての人が等しく社会の一員として尊重され、自己表現を可能とする社会の実現を目指すため、「ユニバーサルデザイン」の思想が行動の規範となるようその考え方の普及に努めていきます。</p> <p>なお、人権が尊重され、擁護される社会は県民や企業、NPOなどの団体、行政等が一体となって、あらゆる努力によって築き上げられるものです。</p> <p>そのためには、県民自らが人権問題を自分自身の問題としてとらえ、人権尊重社会確立の担い手であることを認識し、人権尊重に向けた主体的な取り組みを期待するものです。</p>

2. 基本方針の性格

この「基本方針」は次の性格を有するものです。

- (1) 2000(平成12)年に策定、2008(平成20)年に改定した「島根県人権施策推進基本方針(第一次改定)」を継承・発展させ、2008(平成20)年に策定された「島根総合発展計画」の基本目標を踏まえた人権教育・啓発の基本的方向を示すものです。
- (2) 県が実施する様々な人権施策に係る基本的な指針となるものです。
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条(地方公共団体の責務)の趣旨に対応する行動計画でもあります。
- (4) 市町村をはじめ、企業やNPOなどの団体等にあつては、この「基本方針」の趣旨に沿った自主的な取組を期待するものです。

2. 基本方針の性格

この「基本方針」は、2000(平成12)年に策定した「基本方針」を継承・発展させ、2008(平成20)年に策定された「島根総合発展計画」との整合性を保ち、今後の中・長期的な人権教育・啓発の基本的方向を明らかにするとともに、県が実施する人権施策の推進に係る基本的な指針となるものです。

また、この「基本方針」は、国が策定した「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」及び「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条(地方公共団体の責務)の趣旨に対応する行動計画でもあります。

さらに、市町村をはじめ、企業やNPOなどの団体等にあつては、この「基本方針」の趣旨に沿った自主的な取組を期待するものです。

なお、この「基本方針」は、社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行います。

第2章 各論

I. 人権教育・啓発の推進

第 二 次 改 定 (素案)	第 一 次 改 定
<p data-bbox="136 196 309 228">第2章 各論</p> <p data-bbox="136 231 459 263">I 人権教育・啓発の推進</p> <p data-bbox="197 311 1117 422">人権教育について、国連の「人権教育のための世界計画」行動計画では、「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的な文化を構築するために行う」ものとしています。</p> <p data-bbox="197 426 1117 617"><u>県においては、「人権教育のための世界計画」行動計画を受けて策定された国内行動計画に基づき、人権をめぐる社会状況の変化により深刻化する課題、新たに発生した課題を踏まえつつ、学校や家庭、職場、地域など、様々な場を通じて、県民一人一人の人権を尊重する意識を高め、差別を見抜き、差別をなくす実践力を培う人権教育・啓発を推進していきます。</u></p> <p data-bbox="136 1093 309 1125">1 人権教育</p> <p data-bbox="136 1173 616 1204">(1) 学校教育における人権教育の推進</p> <p data-bbox="197 1208 1117 1284"><u>学校教育においては、同和教育が大切に培ってきた「進路保障」という理念を人権教育の柱に据え、教育活動全体を通じて推進します。</u></p> <p data-bbox="197 1287 1117 1364"><u>「進路保障」の理念に基づく取組とは、子どもたち一人一人を大切にしようする取組です。子どもたちは、一人一人が大切にされていることを実感する体験から、</u></p>	<p data-bbox="1122 196 1294 228">第2章 各論</p> <p data-bbox="1122 231 1646 263">I. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進</p> <p data-bbox="1160 311 2101 458">人権教育について、国連の「人権教育のための世界計画」行動計画では、「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的な文化を構築するために行う」ものとしています。この人権教育を進めるためには、次の4つの側面からの取組が重要です。</p> <p data-bbox="1176 462 2101 933"> ①人権のための教育・・・人権の尊重を目的とする教育のことです。全教育活動の中で人権尊重と人権確立を目指すものです。 ②人権としての教育・・・教育権としての人権を保障する教育のことです。例えば、困難な条件を抱えている子どもをはじめとする全ての子どもが学習できるような取組をしていくことです。 ③人権についての教育・・・人権を内容とした教育のことです。人権についての考え方や人権に関する条約、子どもや女性、高齢者、障害のある人、同和問題等の様々な人権問題について理解と認識を深める教育です。 ④人権を通じての教育・・・人権が大切にされる環境の中での教育のことです。人権という価値観にふさわしい方法や雰囲気のもとで教育が進められることをいいます。 </p> <p data-bbox="1160 938 2101 1050">これらの側面を大切にし、学校や家庭、職場、地域など、あらゆる場を通じて、県民一人ひとりの人権を尊重する意識を高め、差別を見抜き、差別をなくす実践力を培う人権教育・啓発を進めていきます。</p> <p data-bbox="1122 1093 1579 1125">1. 学校教育等における人権教育の推進</p> <p data-bbox="1160 1173 2101 1319">幼児期からの発達の段階や地域の実情等を踏まえ、人権尊重についての理解を深める指導を行うとともに、家庭や地域と連携しながら、一人ひとりの子どもの学ぶ権利が保障された学校・学級づくりを進めることにより、互いの人権を尊重し、望ましい人間関係を築いていこうとする意識・意欲を高めます。</p> <p data-bbox="1176 1324 2101 1364">また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の各学校段階の連携を進め、</p>

人を大切にすることを学びます。

「進路保障」を柱とした人権教育を、発達段階に即して推進していくことにより、子どもたちの学ぶ権利が保障される教育現場を実現し、子どもたちに自分の将来をたくましく切り拓いていく力を育むとともに、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて主体的に行動できる実践力の育成をめざします。

① 幼児教育

保育所、幼稚園、認定子ども園等においては、遊びを中心とする生活の場で、自分を大切に感じる感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育てていきます。そして、それぞれ「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」等に基づき、一人一人の発達段階とその特性を十分把握し、人権教育を指導計画などに位置付けて計画的・組織的に実施していきます。

② 初等中等教育

小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校においては、教育活動全体を通じて、計画的・組織的な人権教育に取り組みます。子どもたちの学ぶ権利を保障した上で、子どもの発達段階を踏まえ、その子どもの個性や教育的ニーズ等の実態を把握し、きめ細かな教育活動を行い、主体的に問題を解決する力や豊かな人間性を育み、「生きる力」を育成していきます。

教材や指導方法の工夫改善を図ることにより、豊かな人間性を育むとともに、学習意欲や学力の向上を目指し、様々な人権課題に対する理解を深め、「いじめ」をはじめとした身近な問題の解決に向けて、主体的に取り組もうとする実践的な態度を育てます。

指導にあたっては、教職員自身が自らの人権意識を高めることを基に、「進路保障」など、これまで培われた同和教育の成果や手法を生かしていきます。また、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」の学校での効果的な活用を進めます。

①保育所、幼稚園における人権教育の推進

乳幼児期は、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。一人ひとりの子どもの個性を十分に理解し、発達の段階や個性に応じた教育（保育）を実施します。保育所では、「人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てる保育（保育所保育指針）」を進めることにより、保育内容の充実を図っていきます。

また、幼稚園でも、「幼稚園教育要領」に基づき、人間性豊かな成長を目指して、人権意識の芽生えを育む教育を進めます。

②初等中等教育における人権教育の推進

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校においては、教育活動全体を通じて、一人ひとりの学習権を保障した上で、子どもの発達の段階を踏まえつつ、個に応じた指導を徹底し、主体的に問題を解決する力や豊かな人間性を育み、「生きる力」を育成していきます。

また、自らの生活や生き方と結びつけながら、広い視野から人権尊重と共生社会についての理解と認識を深めるための取組も進めていきます。

さらに、私立学校における人権教育推進体制確立のための支援を行います。

③研究指定校等における指導内容・方法の充実

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の中から、人権・同和教育研究校（園）を指定し、教材や指導方法の工夫改善などの実践的な研究を行い、その成果を公表することにより人権教育の推進を図ります。

また、あわせて指定校（園）のPTAの人権教育活動を育成し、地域への成果の波及

③ 高等教育機関等

大学等の高等教育機関等においては、人権尊重の理念について理解を更に深め、それまでの人権教育の成果を確かなものとするよう支援するとともに、教職員の一層の人権意識の向上を求めています。

なお、県立大学においては、大学独自の教育・研究活動を尊重しながら、人権教育の推進に努めます。

(2) 社会教育における人権教育の推進

社会教育においては、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、人権問題に関する多様な学習機会の充実を通して、学校や家庭、地域社会との連携を図りながら地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深めていきます。その中で、人権問題を単に知識として学ぶだけではなく、日常生活において、態度や行動に現れるような人権感覚を養っていくことを目指し、内容の充実・改善を図っていきます。

①公民館等での学習機会の提供

地域社会における社会教育の拠点である公民館等において、学校や地域の人権教育推進協議会、自主学習グループ、NPO等の民間団体との連携を図りながら、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の提供を図るとともに、参加体験型の学習を取り入れるなど人権に関する学習意欲を高めるための指導方法の研究・開発及びその普及に努めます。

②家庭における人権教育の支援

すべての教育の出発点であり、人格形成の基盤として人権意識を育む上で極めて重要な役割を果たす家庭においては、学校や関係行政機関、民間団体等が相互に

を図ります。

さらに、高等学校・特別支援学校の地域別研究会を開催し、研究・協議することにより地域別の実情を把握した人権教育を推進します。

④高等教育機関等における人権教育の推進

大学等の高等教育機関等での人権教育の推進を支援するとともに、教職員の人権問題についての理解と対応を求めています。

なお、県立大学においては、大学独自の教育・研究活動を尊重しながら、新入学生を対象とした基本的な人権教育の実施など、人権教育の推進に努めます。

2. 社会教育における人権教育の推進

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を重要な課題として取り上げ、家庭教育の充実も考慮しながら、人権に関する学習機会の場を確保し、内容の充実・改善を図る必要があります。その中で、人権問題を単に知識として学ぶだけではなく、日常生活において、態度や行動に表れるような人権感覚を養っていくことが求められます。

今後も、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、学校や家庭、地域社会との連携を図りながら、生涯にわたって人権問題に関する多様な学習機会の充実と啓発の推進を図ります。

①様々な場での学習機会の提供

公民館や図書館、博物館などの社会教育施設を拠点として、生涯学習の講座等が開催されていますが、学校やNPO等の民間団体との連携を図りながら、今後も継続して人権に関する多様な学習機会の提供を図るとともに、人権に関する学習意欲を高めるための指導方法の研究・開発及びその普及に努めます。

②指導者の養成、学習情報の提供等

市町村の行政担当者や公民館長、地区内学習グループ代表者、青年団体や女性団体の代表者などを対象とした研修や講座を開設し、実践的な指導者の養成、地域中核指導者としての資質向上を目指します。

連携しながら、親子共に人権感覚が身につくことを目指した情報提供や学習機会の充実に努めるとともに、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の充実、体験を通して人権感覚を高めていく学習プログラムの提供など、家庭における人権教育の支援に努めます。

③指導者の養成、学習情報等の提供等

市町村の行政担当者や公民館等社会教育施設職員、地区内学習グループ代表者、青年団体や女性団体の代表者などを対象とした研修や講座を開設し、実践的な指導者の養成、地域中核指導者としての資質向上を目指します。

また、人権啓発推進センター及び社会教育研修センターにおいて、人権教育・啓発に関する視聴覚教材の貸出、学習機会・指導者に関する情報の提供を行います。

◇「進路保障」とは

「人権教育指導資料第2集 しまねがめざす人権教育(学校教育編)」(2015(平成27)年作成)には、島根が進める「進路保障」について、すべての子どもたちの実態に目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち「生きる力」を育んでいこうという理念であるとしています。

また、「進路保障」の取組について、教職員が一人一人の子どもの思いや願い、生活環境や人間関係等の背景に目を向け、取り組むべき課題を明らかにし、そして、その解決に向けて、その子どもの学ぶ権利を阻害している要因をより除くための取組や、その子ども自身が困難を乗り越えていくための意欲や力を育めるような取組を、組織として進めていくこととしています。

また、人権啓発推進センター及び生涯学習推進センターにおいて、人権教育・啓発に関する視聴覚教材の貸出、学習機会・指導者に関する情報の提供を行います。

3. 家庭における人権教育の推進

家庭は、すべての教育の出発点であり、人格形成の基盤として人権意識を育む上で極めて重要な役割を果たすものです。

親が持っている人権感覚は、その態度や行動を通じて子どもに伝わるものであり、親自身が他人に対して偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活の中で、子どもに示していく必要があります。

そこで、関係行政機関や民間団体、学校等が相互に連携しながら、人権感覚が身につくことを目指した家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めるとともに、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の充実など、家庭教育への支援に努めます。

第二次改定(素案)	第一次改定
<p data-bbox="185 236 340 268">2 人権啓発</p> <p data-bbox="197 316 591 347">(1) 企業等における人権啓発の推進</p> <p data-bbox="241 395 1106 501"><u>企業等には、社会的責任（CSR）を果たすため、公正な採用選考の実施や従業員に対するパワー・ハラスメント等の防止など人権尊重を確保する取組が求められています。</u></p> <p data-bbox="241 510 1106 616"><u>各企業等における取組のほか、県内の一部の地域では、地域の企業等によって人権・同和問題連絡協議会が組織され、自主的に計画的な人権啓発が継続して行われています。</u></p> <p data-bbox="241 625 1106 695"><u>県としても、これらの取組を促進するため、公正な採用選考についての啓発や企業等が実施する研修等の支援などを行っていきます。</u></p> <p data-bbox="185 743 604 775">(2) 地域社会における人権啓発の推進</p> <p data-bbox="224 823 1106 893"><u>県民の人権尊重の意識の醸成を図るため、広報誌などの啓発資料の作成やインターネットや新聞などを活用した広報活動を展開します。</u></p> <p data-bbox="224 903 1106 1008"><u>また、人権啓発フェスティバル等の県民参加型のイベントの実施など、効果的な啓発に取り組みます。地域において研修等を実施するときには、その支援を行います。</u></p> <p data-bbox="224 1018 1106 1088"><u>さらに、人権問題に取り組むNPO等の民間団体を人権啓発の重要な担い手として位置付け、その活動を支援します。</u></p>	<p data-bbox="1133 236 1715 268">4. 企業や地域社会における人権教育・啓発の推進</p> <p data-bbox="1155 316 2089 386">企業や地域社会においても、人権思想の普及・高揚を図るための人権教育・啓発を推進し、人権尊重の意識の醸成に努めます。</p> <p data-bbox="1133 434 1612 466">① 企業等における人権教育・啓発の推進</p> <p data-bbox="1155 475 2089 616">企業等が持続的発展を遂げていくためには、社会的責任（CSR）を果たしていくことが極めて重要となっています。CSR活動とは、法令遵守に加え、企業等の自発的活動として、人権尊重や環境保護など、様々な活動に誠実かつ積極的に取り組むことにより、社会の一員として、その責任を果たしていくことです。</p> <p data-bbox="1155 625 2089 695">企業等には、そうした取組の一環として、公正な採用を促進するとともに、公正な配置・昇進など、人権の尊重を確保するよう一層の努力が望まれています。</p> <p data-bbox="1155 705 2089 893">県内の一部の地域では、企業等において、人権・同和問題連絡協議会が組織され、自主的・計画的・継続的な人権教育・啓発が行われています。県は、こうした企業等の取組を踏まえ、島根労働局とも連携し、企業等トップ研修などの公正な採用選考についての啓発や人権に関する各種資料の作成・提供を行うとともに、自主的に行われる研修等へ講師を派遣するなど、その取組を支援します。</p> <p data-bbox="1133 941 1563 973">② 地域社会における人権啓発の推進</p> <p data-bbox="1155 983 2089 1171">世界人権宣言」などの人権関係国際文書の趣旨や国、県の人権施策、人権問題の現状など、人権に関する様々な情報を広く県民に提供し、人権の尊重についての正しい理解と認識を深めるとともに、人権感覚を身に付けてもらうため、啓発資料の作成、インターネットや新聞・テレビなどのマスメディア、広告媒体としての公共交通機関を活用した広報活動を展開します。</p> <p data-bbox="1155 1181 2089 1251">また、幼児から大人まで参加体験できる人権啓発フェスティバル等の県民参加型のイベントを開催するなど、効果的な啓発に取り組みます。</p> <p data-bbox="1155 1260 2089 1366">さらに、自主的に人権問題に取り組むNPO等の民間の団体を人権教育・啓発の重要な担い手として位置付け、「みんなで学ぶ人権事業」の活用を働きかけ、その活動を支援するとともに、連携・協力した取組を進めます。</p>

第 二 次 改 定 (素案)

3 特定職業従事者に対する研修等の充実

人権尊重の意識の醸成にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人（特定職業従事者）に対して、人権教育・啓発に関する取組を強化することが大切です。

そこで、こうした職業に従事する人に対する研修等の充実に努めます。

①公務員

行政に携わるすべての職員には、公務員としての自覚と使命感を持つとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、常に人権尊重の視点に立って、それぞれの職務の遂行に努めることが不可欠です。

このため、県においては、人権・同和問題職場研修推進員による職場内での人権教育の推進を行うほか、各地域毎に行政職員や新規採用職員を対象にした研修会を実施しています。

また、自治研修所では、県職員と市町村職員を対象に、新規採用時から管理職登用時までのほぼ全課程における研修において、人権・同和問題の科目を設定しています。

こうした重層的・複層的な研修の実施により、公務員が同和問題をはじめとした様々な人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において、適切な対応が行えるよう人権教育を充実します。

このほか、住民の代表者である地方議会議員についても、人権意識を高める取組を要請します。

②教職員

学校教育においては、子どもの人権が保障された中で、常に人権尊重の視点に立って、指導することが不可欠です。

このため、人権教育の推進にあたっては、指導者である教職員の人権意識を高めることが重要です。これまでも教職員に対しては、研修会や講演会等を通して教職員の資質の向上を図っていますが、今後も、研修内容の一層の充実と情報提供に努

第 一 次 改 定

5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進

人権尊重の意識醸成にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人に対して、人権教育に関する取組を強化することが大切です。

そこで、こうした職業に従事する人に対する人権教育の充実に努めます。

① 公務員

行政に携わるすべての職員には、公務員としての自覚と使命感を持つとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、常に人権尊重の視点に立って、それぞれの職務の遂行に努めることが不可欠です。

このため、県においては、人権・同和問題職場研修推進員による職場内での人権教育の推進を行うほか、各地域毎に行政職員や新規採用職員を対象にした研修会を実施しています。

また、自治研修所では、県職員と市町村職員を対象に、新規採用時から管理職登用時までのほぼ全課程における研修において、人権・同和問題の科目を設定しています。

こうした重層的・複層的な研修の実施により、公務員が同和問題をはじめとした様々な人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において、適切な対応が行えるよう人権教育を充実します。

このほか、住民の代表者である地方議会議員についても、人権教育への積極的な取組を要請します。

② 教職員

学校教育においては、子どもの人権が保障された中で、常に人権尊重の視点に立って、指導することが不可欠です。

このため、人権教育の推進にあたっては、指導者である教職員の人権意識を高めることが重要です。これまでも教職員に対しては、研修会や講演会等を通して教職員の資質の向上を図っていますが、今後も、研修内容の充実と情報提供に努め、人

め、人権意識を高める取組を推進します。

また、私立学校、国立学校の教職員に対する研修の実施を支援します。

③警察職員

警察職員については、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するに当たり、人権に配慮した警察活動が不可欠です。そのため、警察学校での採用時研修や専門分野の研修において、「人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること」などを定めた「職務倫理の基本」の実践に向けた授業などを取り入れ、人権意識の高揚に努めます。

④医療関係者

医師や看護師等の医療関係者は、人の命と健康を守ることを使命としているため、職務の遂行に当たり人権に配慮した適切な対応ができるよう、県立病院においては、すべての職員が参加する職場内研修を実施しています。今後も、患者等に対する「インフォームド・コンセント(*)」の徹底やプライバシーの尊重、個人情報の保護・管理など、患者の人権に配慮した医療が提供されるよう研修の充実に努めます。特に、職員の採用数が多いため、新規採用職員向け研修の充実に努めます。

また、県立の看護師養成施設においても、人権意識を高めるための教育を推進していきます。

その他の医療関係者養成施設での人権教育の充実や医師会、歯科医師会等の関係団体での人権研修の充実を引き続き要請します。

⑤福祉関係者

福祉関係者は社会的に弱い立場におかれている人々と接する機会が多いため、職務の遂行に当たっては、プライバシーなど人権に配慮した適切な対応が求められます。

地域において様々な生活相談への支援を行っている民生委員・児童委員は、その活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることが特に重要です。このため、各種の機会を通じて人権研修を行っていますが、特に、新任者に対しては、民生委員・児童委員活動の基本として、社会奉仕の精神の堅持

権意識を高める取組を推進します。

また、私立学校、国立学校の教職員に対する研修の実施を支援します。

③警察職員

警察職員については、被害者、被疑者その他関係者の人権に配慮した警察活動を徹底するため、職務倫理や人権問題について研修します。警察学校での採用時研修や専門研修に、「人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること」などを定めた「職務倫理の基本」の実践に向けた授業や、被害者支援の授業などを取り入れ人権意識の高揚に努めます。

④医療関係者

県立病院においては、すべての職員が参加する職場内研修を実施しています。今後も、患者等に対する「*インフォームド・コンセント」の徹底やプライバシーの尊重、個人情報の保護など、患者の人権に配慮した医療が提供されるよう研修の充実に努めます。

また、県立の看護師養成施設においても、人権意識を高めるための教育を推進していきます。

その他の医療関係者養成施設での人権教育の充実や医師会、歯科医師会等の関係団体での人権研修の充実を引き続き要請します。

⑤福祉関係者

地域において様々な生活相談への支援を行っている民生委員・児童委員は、その活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることが特に重要です。

このため、各種の機会を通じて人権研修を行っていますが、特に、新任者に対しては、民生委員・児童委員活動の基本として、社会奉仕の精神の堅持とともに、基本的な人権の尊重が重要であることを周知しています。今後も、県民生児童委員協議会と連携を強化し、人権に関する情報の提供など、人権研修の充実に努め、資質

とともに、基本的な人権の尊重が重要であることを周知しています。今後も、県民生児童委員協議会と連携を強化し、人権に関する情報の提供など、人権研修の充実に努め、資質向上と活動の充実・強化を図ります。

福祉関係職員に対しては、県社会福祉協議会が実施する福祉サービス事業者の各種研修において、人権研修が実施されており、今後も、利用者の立場に立った福祉サービスの充実が図られるよう研修の充実を働きかけていきます。

また、保育施設職員に対しては、保育士等の研修で、「保育所保育指針」に基づき様々な状況下にある子どもや保護者への配慮や支援について学ぶ人権研修を行い、「人権を大切にすることを育てる」保育の実践を促進するとともに、各保育施設に対しても人権研修への積極的な参加などを働きかけていきます。

放課後児童クラブ職員に対しても、「放課後児童クラブ運営指針」に基づき子どもや保護者の人権への配慮などについて学ぶ研修を行います。

さらに、児童厚生施設職員や児童養護施設等職員に対して、児童の人権に関する研修の継続的实施について支援していきます。

⑥消防職員

消防職員については、住民の生命と財産を守る重要な役割を担っており、常に人権尊重の視点に立って業務を遂行することが必要であるため、消防学校の初任教育や幹部教育において人権教育を進めることとし、特に、パワー・ハラスメントなどに特化した研修を行います。

また、各消防本部に対しこれらの人権教育に自主的に取り組まれるよう要請します。

⑦マスメディア関係者

情報化が進展する今日、人権教育・啓発の媒体としてのマスメディアの果たす役割は非常に大きいものがあります。

また、マスメディアは、人々の人間形成や社会の風潮にも大きな影響力を持っていることから、マスメディアに従事する関係者に人権意識を高める取組の推進を要請します。

向上と活動の充実・強化を図ります。

福祉関係職員に対しては、県社会福祉協議会が実施する福祉サービス事業者の各種研修において、人権研修が実施されており、今後も、利用者の立場に立った福祉サービスの充実が図られるよう研修の充実を働きかけていきます。

また、保育施設職員に対しては、保育士研修・保育従事者研修で引き続き人権研修を行い「人権を大切にすることを育てる」保育の実践を促進するとともに、各保育施設に対しても人権研修への積極的な参加などを働きかけていきます。

さらに、児童厚生施設職員に対しては、「*ノーマライゼーション」の理念の啓発など、人権研修を実施します。

一方、児童養護施設等に対しては、児童の人権に関する研修の継続的实施について支援していきます。

⑥ 消防職員

消防職員については、常に人権尊重の視点に立って業務を遂行することが必要であり、そのため、消防学校の初任教育や幹部教育において人権に関する講座を設け教育を進めます。

また、職場における人権研修の実施や講演会への参加等について、消防本部に対し要請します。

⑦ マスメディア関係者

情報化が進展する今日、人権教育・啓発の媒体としてのマスメディアの果たす役割は非常に大きいものがあります。

また、マスメディアは、人々の人間形成や社会の風潮にも大きな影響力を持っていることから、マスメディアに従事する関係者において人権教育が自主的に取り組まれるよう要請します。

第2章 各論

II. 各人権課題に対する取組

第 二 次 改 定 (素案)	第 一 次 改 定
<p>第2章 各論</p> <p>II. 各人権課題に対する取組</p> <p>1. 女性</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p><u>女性の人権尊重、地位向上を目指した国際的な動きは、1967(昭和42)年に国連で採択された「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する宣言(女子差別撤廃宣言)」にはじまり、1979(昭和54)年の「女子差別撤廃条約」の国連での採択や数次の世界女性会議等の国際会議と連動して進められました。</u></p> <p>我が国では、こうした動きを受け、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律(以下「男女雇用機会均等法」という。)」の施行等、国内法や制度の整備など男女平等の実現に向けた政策が進められてきました。</p> <p>そして、1999(平成11)年、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法が制定されました。</p> <p>県では、これを受け、2001(平成13)年に「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画である「<u>島根県男女共同参画計画</u>」を策定、2002(平成14)年に「<u>島根県男女共同参画推進条例</u>」を制定、さらに2005(平成17)年に「<u>島根県DV(*)対策基本計画</u>」を策定するなど、総合的・計画的に男女共同参画社会の実現をめざすための環境づくりを進めています。<u>しかしながら、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメント(*)などの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会制度、慣行が依然として存在するなど、なお多くの課題が残されています。</u></p> <p>県が2014(平成26)年に実施した「<u>男女共同参画に関する県民の意識・実態調査</u>」からは、「子育ては母親」「家事、介護は女性がむいている」などへの肯定意識が強く、また8割近くの人が社会全体で男性が優遇されていると感じているなど、<u>固定的な性別役割分担意識や、男性優遇感が根強く残っていることがうかがえます。</u></p>	<p>第2章 各論</p> <p>II. 各人権課題に対する取組</p> <p>1. 女性</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>国連では、性差別の禁止について、「国際連合憲章」や「世界人権宣言」、「*国際人権規約」において繰り返し確認されています。</p> <p>特に、1967(昭和42)年に採択された「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する宣言(女子差別撤廃宣言)」では、「女子に対する差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である」と規定されました。</p> <p>その後、「国際婦人年」の宣言、「国連婦人の10年」の設定、「女子差別撤廃条約」の採択、5回にわたる世界的規模の女性会議での宣言や行動計画の採択など、女性問題への取組が進められています。</p> <p>我が国では、こうした動きを受け、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」の施行等、国内法や制度の整備、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部の設置、「男女共同参画2000年プラン」の策定など、男女平等の実現に向けた政策が進んできました。</p> <p>1999(平成11)年、男女共同参画社会の形成に関する取組を、総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、2000(平成12)年には、「男女共同参画基本計画」が策定されました。</p> <p>県では、「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画である「<u>島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)</u>」を2001(平成13)年に策定し、施策の総合的・計画的な展開を図ることとしました。</p> <p>翌2002(平成14)年には、「<u>島根県男女共同参画推進条例</u>」を制定するとともに、「DV防止法」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画を順次策定するな</p>

また、「直接DVを経験した。又は自分の身のまわりに経験した人がいる。」と回答した人が 25.9%に達し、若者を中心としたデートDV(*)も発生していること、依然としてセクシュアル・ハラスメント等の課題があることが改めて確認されました。

国では、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス(*))への支援を充実するため、「次世代育成支援対策推進法」(2005(平成17)年4月施行/10年の限時法)の有効期限が2025(平成37)年3月31日まで延長されました。さらに、2017(平成29)年「育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」という。)が改正され、事業主からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取扱い(*)のみならず、上司・同僚等からの同様の理由による嫌がらせ(いわゆるマタハラ・ケアハラ等(*))を防止する措置等が事業主に義務付けられました。加えて、2015(平成27)年には、働くことを希望するすべての女性がその個性と能力を十分に発揮し、職業生活において活躍できる社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定され、翌2016(平成28)年には全面施行となりました。

女性の人権が尊重され、地域や職場で男性とともに個性や能力を十分に発揮し、いきいきと生活していくためには、仕事と生活の調和に対する支援を充実するとともに、女性活躍の推進に関する県民の理解を深めていく必要があります。

また、DVについては、相談体制の充実を図るとともに、市町村、関係機関、団体等と連携、協働しながら、配偶者等からの暴力を根絶する必要があります。

(2) 施策の基本的方向

2016(平成28)年に策定した「第3次島根県男女共同参画計画」の基本目標である「男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現」、「個人の尊厳の確立」及び、同年第3次改定した「島根県DV対策基本計画」の基本目標である「配偶者からの暴力を容認しない社会の実現」、「適切な相談の実施」、「被害者の緊急かつ安全な保護の実施」、「被害者の自立支援」等を踏まえ、男女共同参

ど、男女共同参画社会の実現を目指すための環境づくりを進めています。

県が実施した「人権問題に関する県民意識調査(2004(平成16)年)」においては、「女性に対する差別や人権侵害は、ほとんど存在しない」と答えた人は、わずか4.4%であり、社会や地域に残るしきたりや慣習をはじめとして、女性に対する様々な差別や人権侵害があると多くの人が感じています。このことからもうかがえるように、島根県では、性別による固定的な役割分担意識等からくる職場や家庭、地域等での男女差別が依然として根強く残っています。

また、近年、「*セクシュアル・ハラスメント」や女性への暴力も顕在化してきました。啓発、広報、学習・研修や「*ドメスティック・バイオレンス(DV)」対応の体制など、多くの取り組むべき課題があります。

(2) 施策の基本的方向

県では、「島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)」を2006(平成18)年に改定し、これに基づき、様々な施策を総合的・計画的に実施しているところです。

今後とも、「男女共同参画社会基本法」の理念である「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定の共同参画」、

画に関する正しい知識を定着させ、男女があらゆる分野で活躍できる環境を整備し、DV等を根絶することにより、女性の人権が尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる社会の実現に取り組みます。

①男女平等を推進する教育・啓発

男女共同参画センター「あすてらす」を拠点に県民をはじめ、企業、団体等を対象に男女共同参画の理解と取組の促進を図るための研修会等を開催するほか、県の広報誌、マスメディア等を通じて男女共同参画に関する情報提供を行い県民の意識啓発を促進します。

また、保育所・幼稚園等での幼児教育や学校教育においても、子どもへの男女共同参画に関する教育を推進するとともに、教職員等に対する研修の充実に努めます。

②男女がともに働きやすい職場環境の整備（ワーク・ライフ・バランスの推進）

誰もが希望に応じて働き続けていくことのできる環境づくりのために、育児・介護休業制度の活用促進、子育て環境の整備、介護サービスの充実に取り組むとともに、従業員が働きやすい職場環境の整備を支援します。

また、「育児・介護休業法」や「男女雇用機会均等法」に基づく妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する不利益取扱に加え、職場におけるハラスメント対策の推進に努めます。

③あらゆる分野における女性の参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、県における審議会等への女性の参画や女性職員の登用に努めます。

また、市町村、企業、団体等に対して様々な機会を通じて働きかけ、女性の参画が促進されるよう努めます。

さらに、地域活動への女性の参画の促進のため、しまね女性センターと連携して、女性グループの自発的な活動を積極的に支援するなど人材育成に努めます。

「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の視点に立った取組を、行政と民間が一体となって総合的・効果的に進めます。

①男女平等を推進する教育・啓発

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校においては、職業生活や社会参加において、男女が対等な構成員であることや男女が協力して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性などについて、指導の充実を進めます。

また、男女共同参画センター「あすてらす」において、男女共同参画セミナー等の学習研修事業を行うほか、マスメディアを用いた広報や啓発情報誌などを通じて、男女共同参画社会形成に向けての学習や啓発を積極的に進めます。

②男女共同参画社会の形成促進

2006(平成18)年に改定した「島根県男女共同参画計画」(2006～2010)では、「あらゆる世代での男女共同参画意識の普及・定着」、「男女が共に、家庭(子育て・介護等)と仕事・地域活動を両立することができる環境づくり」、「女性が様々な分野にチャレンジし、活躍できるような社会づくり」、「配偶者からの暴力と被害者保護のための対策の充実強化」を、特に、重点的に取り組むものとして掲げています。そのために、「あすてらす」を拠点として、啓発広報や情報提供、地域リーダーの養成等に取り組むとともに、女性グループの自発的な活動を積極的に支援していきます。

また、市町村、関係団体、地域住民と連携・協力し、学校や家庭、職場、地域などのあらゆる分野における男女共同参画の推進に努めます。

さらに、国や関係団体と連携して、「改正男女雇用機会均等法」や「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」などの法令の周知・啓発に努め、セクシュアル・ハラスメントの防止など、男女が働きやすい職場環境の整備を図るとともに、子育て中の女性や母子家庭の母等の再就職、仕事と育児の両立などが図れるよう、就職や両立のための支援に取り組みます。

④DV等女性に対する暴力防止の取組と支援

DV等女性に対する暴力は重大な人権侵害であるという認識を県民に定着させ、その防止を推進するために学校や家庭、職場、地域での教育、啓発活動に取り組みます。

特に、DV予防のためには、若年期からDVに対する認識を深めることが有効であることから、若年層を対象とした予防啓発に取り組みます。

また、被害者への支援として、緊急かつ安全な保護を求める被害者に対し、一時保護を実施します。

さらに、被害者が自立し、安心して地域で生活できるよう、一時保護所を退所した後の一時的な住居(ステップハウス)の提供、ニーズに即した職業訓練の実施等の就労支援、資金面での困窮を支援する自立支援貸付制度の運用等被害者のニーズに応じたきめ細かな対応を行います。

これらの支援にあたっては、「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」等を通じ市町村、関係機関、団体等と連携を強化し迅速かつ適切な対応に努めます。

③DV等女性に対する暴力防止の取組

「島根県DV対策基本計画」(2005～2008)に基づき、DVを防止し、DV被害者支援に係る施策を総合的に実施するための取組を進めてきたところですが、2008(平成20)年に施行された「改正DV防止法」及び国の基本方針に即して、同年には、新しい「島根県DV対策基本計画」(2008～2011)を策定しました。

この計画で、「配偶者からの暴力のない社会」を目指すことを基本理念の一つとし、また、「DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること」を基本的視点の一つとして掲げました。

DVのない社会を実現するためには、県民一人ひとりがDVに関する正しい理解を深め、DVは重大な人権侵害であることを認識し、DVを根絶する社会的気運を醸成することが必要です。

そのために、県民に対する啓発・広報を充実するとともに、学校や家庭、職場、地域での教育の充実や職員等に対する研修の充実を進めます。

また、市町村に対して、DV対策基本計画の策定や女性に対する暴力をなくす運動の取組について積極的に働きかけます。

④DV等暴力被害女性への支援

被害者が自立し、安心して地域で生活するためには、就業の促進、住宅の確保のほか様々な支援制度の活用等が必要です。女性相談センターで一時保護した被害者が、一時保護施設を退所する際に経済的自立を図りやすいよう「配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付制度」の活用を図ったり、生活保護制度や母子・寡婦福祉資金等の円滑な活用が図られるよう関係機関との連携を強化するなど、被害者の自立支援を行います。

また、被害者にきめ細かく対応するために、被害者に対する支援活動を行っている民間団体との連携や、県の機関、市町村、司法機関、民間団体等で構成する「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」の充実を図ります。

⑤相談体制の充実

DVを含む様々な女性の課題については、女性相談センターや児童相談所に配置した女性相談員等の相談員の資質の向上を図るとともに、出張相談、巡回相談や弁護士相談等の専門相談の推進に努めます。

性犯罪・性暴力被害については、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「たんぽぽ」、「ストーリー電話相談」、「性犯罪被害相談電話（全国共通番号）#8103（ハートさん）」一般社団法人しまね性暴力被害者支援センター「さひめ」などの相談窓口の県民への周知を図るとともに、関係機関等と連携し迅速かつ適切な対応に努めます。

また、市町村に対して女性相談のワンストップサービスや配偶者暴力相談支援センターの設置など相談体制の充実を働きかけます。

⑤相談体制の充実

県民又は事業者からの性別による差別的取扱い、その他の男女共同参画を阻害する行為についての相談に対して、国、県、市町村等の関係機関が相互に連携し、適切な対応を図ります。

DVを含む様々な女性の問題については、女性相談センターや児童相談所に女性相談員を配置して、DV被害者や女性からの相談に応じています。

また、「改正DV防止法」で、市町村における「配偶者暴力相談支援センター」の設置が努力義務として規定されたことにより、今後は、市町村の役割が期待されます。住民に最も身近な所での相談が可能となるよう市町村に対して、相談窓口の設置を働きかけるなど、相談体制の充実を図ります。

県民の悩みや不安を解消するため、警察本部に「警察相談センター」を、各警察署に警察安全相談係を設置して、24時間体制で県民からの相談へ対応しています。受理した相談のうち、警察で対応できるものについては、事件化や指導・助言に努めているほか、相談窓口を有する関係機関と連携して解決に努めています。

また、警察に寄せられる相談に対応する職員に対しては、法律や専門的知識の研修を行うことにより対応能力の向上を図ります。

第 二 次 改 定 (素案)	第 一 次 改 定
<p>2. 子ども</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>21世紀を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことは、県民すべての願いであり、子どもは人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。子ども一人一人が基本的人権の権利主体であることを理解し、子ども自身の声に耳を傾けることが必要です。</p> <p><u>国連は、1989(平成元)年に「子どもの権利条約」を採択しました。この条約には、子どもを権利の主体として、子どもの成長、発達を保障するため、親をはじめ社会全体が最善の努力をすることが明記されています</u></p> <p><u>我が国においては、1947(昭和22)年に「児童福祉法」が制定され、児童の育成・保護という観点から様々な施策が展開されてきました。1999(平成11)年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)」の制定、また2000(平成12)年には、「児童虐待防止法」の制定など、子どもの人権を保護し擁護するための環境整備が進められました。その後、2016(平成28)年には、児童福祉法が改正され、児童は適切な養育を受け健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されること等が明確に示されました。また、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の一層の強化等を図ることとされました。</u></p> <p>2003(平成15)年には、有害サイトの利用に起因する犯罪から子どもたちを保護することを目的とした「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」が制定され、2008(平成20)年には、インターネット上の有害情報から子どもを守るため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が制定されました。</p> <p><u>いじめが原因である事件・事象が全国で発生しており、いじめは学校を含めた社会全体の課題であることから、2013(平成25)年には「いじめ防止対策推進法」が制定されました。</u></p>	<p>2. 子ども</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>21世紀を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことは、県民すべての願いであり、子どもは人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。子ども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解し、子ども自身の声に耳を傾けることが必要です。</p> <p>1947(昭和22)年、我が国では、「児童福祉法」が制定され、児童の育成・保護という観点から様々な施策が展開されています。さらに、4年後には、「児童憲章」で「児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んじられ、よい環境の中で育てられる」ことが宣言されました。</p> <p>また、1989(平成元)年に国連で採択された「子どもの権利条約」では、子どもを権利の主体として、子どもの成長、発達を保障するため、親をはじめ社会全体が最善の努力をすることが明記されています。</p> <p>しかし、近年、我が国では、少子化や核家族化、都市化の進行など、社会環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑・多様化しています。いじめや体罰など、子どもの人権が侵害される事例が後を絶たず、不登校や家庭へのひきこもりなどの問題が深刻化しています。また、児童虐待問題も深刻化しており、幼い命が失われる痛ましい事件も発生しています。</p> <p>さらに、携帯電話の急速な普及に伴い、子どもがインターネット上に氾濫する違法・有害情報に容易にアクセスできる状況となっており、出会い系サイトによる性被害や学校裏サイトによる人権被害など、子どもの心身をむしばむ新たな社会現象もみられます。</p> <p>こうした状況の中、1999(平成11)年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)」が制定され、児童買春や児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた子どもの保護のための措置等を定めることにより、子どもの権利擁護を図ることとされました。</p> <p>また、2000(平成12)年には、「児童虐待防止法」が制定され、子どもの人権を著</p>

また、同年、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。

島根県では、計画的・総合的に少子化対策、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策を推進するための指針として、2015(平成27)年に「しまねっ子すくすくプラン（「島根県次世代育成支援行動計画」「島根県子ども・子育て支援事業支援計画」「島根県ひとり親家庭等自立支援計画）」を策定しました。

また、2014(平成26)年に県教育委員会では「島根県いじめ防止基本方針」を策定（2018（平成30）年改定）し、いじめ防止等のための対策を市町村、学校、家庭、地域、その他の関係者と連携し、総合的かつ効果的に推進しています。

2015（平成27）年には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条の規定により、「島根県子どものセーフティネット推進計画」を策定し、子どもの貧困対策への取組を推進しています。

2016（平成28）年には、「島根県青少年の健全な育成に関する条例」を改定し、青少年を取り巻く環境の整備の助長、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止することを柱に青少年の健全な育成を図っています。

このように、法律や制度の充実は図られてきましたが、子どもたちがいじめ、体罰、虐待を受ける事案は発生しており、子どもたちの人権が十分に守られていない状況にあります。

(2) 施策の基本的方向

2015(平成27)年に策定した「しまねっ子すくすくプラン」を踏まえ、子どもの基本的な権利を最大限に尊重し、子どもにとって最善の利益が図られるよう施策を推進します。また、すべての子どもが個人として尊重され、健やかに成長できる環境づくりを進めます。

関係する機関・民間団体はもとより、学校や家庭、地域などが連携と協働のもとに、教育や啓発、相談・支援体制の充実など、「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」を進めていきます。

しく侵害する児童虐待を禁止するとともに、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援のための措置等を定めるなど、子どもの人権擁護の動きが本格的に始まりました。

さらに、2003（平成15）年には、有害サイトの利用に起因する犯罪から子どもたちを保護することを目的とした「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」が施行され、2008（平成20）年には、インターネット上の有害情報から子どもを守るため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が成立しました。

(2) 施策の基本的方向

2003(平成15)年に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき、2005(平成17)年に「島根県次世代育成支援行動計画〔前期計画〕（しまねっ子すくすくプラン）」を策定しました。

このプランは、すべての子どもと子育て家庭を対象に、次世代育成支援対策を集中的・計画的・総合的に進めていくもので、「しまねエンゼルプラン」を発展的に継承するものです。

① 「子どもの権利条約」などの理解促進

小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校において、子ども自身が権利の主体者であるという観点から、教職員に対し、人を大切にされた教育指導が行われるよう「子どもの権利条約」の周知徹底を図ります。

また、社会科、公民科、道徳、特別活動等の中で、子どもに対しても学習の場を設定します。さらに、保護者に対し、この条約についての理解の促進を図ります。

②いじめの問題への取組

いじめは、子どもの人権に関わる重要な問題であり、学校のみならず家庭など、社会全体で取り組むことが大切です。

県教育委員会では、「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめ防止等に関係する機関・団体との連携を図ります。

また、「いじめ相談テレフォン」などの電話相談を実施し、研修の充実や「いじめ問題対応の手引き」等の活用を通して教職員の資質向上に努め、生徒指導体制や教育相談体制の整備を図ります。

③ 不登校への取組

不登校は、「学校での学ぶ権利」という、子どもにとって基本的な権利保障に関わることであり、将来の子どもの進路の問題にも関わることです。

このため、県教育委員会では、不登校の子どもに対しては、指導・相談や学習支援・情報提供等の本人の進路形成に資するような対応をしていきます。その際には、

その基本理念の一つに「しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現」を掲げ、子どもの人権を守り、子どもにとって最善の利益が図られるよう、特に、児童虐待防止対策と長期的視点から「次代の親」となる人の育成を重点的に進めることとしています。

関係する機関・民間団体はもとより、学校や家庭、地域などが連携と協働のもとに、教育や意識啓発、相談・支援体制の充実など、「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」を進めていきます。

① 「子どもの権利条約」などの理解促進

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、子ども自身が権利の主体者であるという観点から、教職員に対し、人を大切にされた教育指導が行われるよう「子どもの権利条約」の周知徹底を図ります。

また、社会科、公民科等の教科や道徳、特別活動等の中で、子どもに対しても学習の場を設定します。さらに、保護者に対し、この条約についての理解の促進を図ります。

②いじめ問題への取組

いじめは、子どもの人権に関わる重要な問題であり、学校のみならず家庭など、社会全体で取り組むことが大切です。

このため、県教育委員会では、「いじめ110番」などの電話相談体制の整備や専門的・実践的研修を実施して、教職員の資質向上に努め、学校における生徒指導体制や教育相談の整備を図ります。

③不登校への取組

不登校は、「学校での学ぶ権利」を奪うという、子どもにとっては基本的な権利保障に関わることであり、将来の子どもの進路にも関わることです。

このため、不登校の子どもに対しては、指導・相談や学習支援・情報提供等の本人の進路形成に資するような対応をしていきます。その際には、公的機関の

様々な専門機関・専門家と積極的に連携し、相互に協力・補完しつつ、対応にあたります。

④乳幼児や児童への虐待防止の取組

県内各市町村に設置している要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から自立支援にいたるまでの総合的な相談と支援を実施していきます。

また、虐待防止に関する幅広い啓発・広報活動を進めるとともに、保護者に対する支援等の充実に取り組みます。

さらに、住民に、より身近な主任児童委員や市町村相談担当職員に対する研修を継続的に実施するとともに、児童相談所の専門性の向上を図ることにより、地域が一体となって、児童の虐待防止に取り組む環境づくりを推進していきます。

⑤子どもの貧困対策への取組の推進

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「島根県子どものセーフティネット推進計画」に基づき、困難やリスクに直面する子どもに気づき、その生活や学習を支え、希望の持てる未来へつないでいくために支援体制を整備し、取組を推進します。

⑥健全育成に向けての取組

島根県においても、図書やビデオ、インターネット等を通じた有害情報の拡大が問題となっており、子どもをこれらの有害環境から守ることは大人の責任です。

このため、「島根県青少年の健全な育成に関する条例」等に基づく環境浄化の取組を、より一層強化するとともに、青少年育成島根県民会議と密接な連携を図りながら、啓発及び民間活動支援等を行うことにより、行政や民間団体、家庭、地域が一体となった子どもの健全育成の取組を推進していきます。

みならず、民間施設やNPO等と積極的に連携します。

④乳幼児や児童への虐待防止の取組

県内各市町村に設置している要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から自立支援にいたるまでの総合的な相談と支援を実施していきます。

また、虐待防止に関する幅広い啓発・広報活動を進めるとともに、保護者に対する支援等の充実に取り組みます。

さらに、住民に、より身近な民生委員・児童委員や市町村相談担当職員に対する研修を継続的に実施するとともに、児童相談所の専門性の向上を図ることにより、地域が一体となって、児童の虐待防止に取り組む環境づくりを推進していきます。

⑤健全育成に向けての取組

近年、島根県においても、図書やビデオ、インターネット等を通じた有害情報の拡大が問題となっており、子どもをこれらの有害環境から守ることは大人の責任です。

このため、「島根県青少年の健全な育成に関する条例」等に基づく環境浄化の取組を、より一層強化するとともに、青少年育成島根県民会議と密接な連携を図りながら、普及啓発及び民間活動支援等を行うことにより、行政や民間団体、家庭、地域が一体となった子どもの健全育成の取組を推進していきます。

⑦相談体制の充実

県教育委員会では、学校にスクールカウンセラー(*)や「子どもと親の相談員」(小学校)を配置するとともに、学校や関係機関の担当者を対象とした研修会を開催し、資質向上及び各相談機関の連携強化に努めます。また、家庭、友人関係、学校、地域などの環境に課題がある場合は、スクールソーシャルワーカー(*)の支援も得ながら課題解決にあたります。

学校や教員が外部の専門スタッフ等と連携・分担し、「チーム学校」体制を整備し、学校における相談体制の充実を図ります。

児童相談所及び市町村児童家庭相談窓口においては、子どもに関する様々な相談に応じ、要保護児童対策地域協議会を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

警察本部に設置の「ヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番」及び各警察署の「少年相談窓口」においては、子どもに関する各種相談に応じながら、子どもの健全育成活動や保護対策等への取組を推進します。

⑥相談体制の充実

学校にスクールカウンセラーや「子どもと親の相談員」(小学校)を配置するとともに、学校や関係機関の相談担当者を対象とした研修会を開催し、資質向上及び各相談機関の連携強化に努めます。

児童相談所及び市町村児童家庭相談窓口においては、子どもに関する様々な相談に応じ、要保護児童対策地域協議会を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

警察本部に設置の「ヤングテレホン」及び各警察署の「少年相談窓口」においては、子どもに関する各種相談に応じながら、子どもの健全育成活動や保護対策等への取組を推進します。

第 二 次 改 定 (素案)	第 一 次 改 定
<p>3. 高齢者</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p><u>国連は、1982(昭和57)年に、各国の高齢者対策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」を採択し、高齢者の問題を単なる保護やケアの提供という問題から、社会への参加の問題に視点を移し、同計画に沿った政策の推進を各国に求めました。</u></p> <p><u>そして、1991(平成3)年には「高齢者のための国連原則」として「自立・参加・ケア・自己実現・尊厳」を定め、1999(平成11)年を「国際高齢者年」として定めるなど様々な取り組みを進めてきました。</u></p> <p><u>我が国においても、1995(平成7)年には「高齢社会対策基本法」が制定され、高齢者が社会を構成する重要な一員として尊重され、健やかに充実した生活を営むことができる豊かな社会の構築が必要であるとされました。</u></p> <p><u>2000(平成12)年には、高齢者の介護を社会保険の仕組みによって社会全体で支える介護保険制度が導入されました。</u></p> <p><u>近年、高齢者等に対する人間としての尊厳やプライバシーが無視された処遇、介護施設等における身体的・心理的虐待、あるいは高齢者の家族等による無断の財産処分、悪質商法による被害が増加するなどの問題が生じています。</u></p> <p><u>このため、2006(平成18)年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、虐待の未然防止や早期の発見と対応、関係機関の連携による継続的な支援とともに、高齢者権利擁護に関する啓発、在宅養護者の支援等が国・地方公共団体の責務とされました。</u></p> <p><u>県でも、2000年(平成12年)に高齢者福祉の総合的な計画として「島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画」を策定し、3年ごとに評価分析を行い、2018(平成30)年には2020(平成32)年までの第7期の計画を策定するなど、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、安心して日常生活を営めるよう取り組んでいます。</u></p> <p><u>本県は全国に先駆けて高齢化と人口減少が進行し、「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)」等によれば、2030(平成42)年には県人口は約588千人(平成22年</u></p>	<p>3. 高齢者</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>我が国では、2006(平成18)年における高齢者の割合が20.8%と5人に1人、75歳以上の高齢者は10人に1人という「本格的な高齢社会」を迎えています。</p> <p>2006(平成18)年の「日本の将来推計人口」によると、島根県では、今後も人口減少が進み、高齢者の割合は、30年後には40%近くまで高まるとされていますが、高齢者人口は、20万人程度でほぼ一定で推移すると推計されています。</p> <p>また、島根県では、2005(平成17)年の高齢者の一人暮らし世帯数が、1990(平成2)年比で約1.8倍、2005(平成17)年の高齢者夫婦のみ世帯数は、1990(平成2)年比で約2倍と急増しています。</p> <p>こうした状況の中、介護サービスや介護予防の取組の充実、高齢者の権利擁護の推進、高齢者が地域で活躍できる環境の整備など、県民誰もが高齢期を安心して過ごせるような社会の実現を図ることは重要な政策課題です。</p> <p>とりわけ、島根県は、全国に先駆けて高齢化が進行しており、高齢者が「自と尊厳」を持てる21世紀の社会を率先してつくり上げていくことが求められています。</p>

717千人)、高齢化率(*)は37.0%(平成22年29.1%)まで上昇すると推計されています。

こうした状況の中、高齢者が地域で活躍できる環境の整備、介護サービスの充実、高齢者の権利擁護の推進等、県民誰もが高齢期を安心して過ごせるような社会の実現が一層求められています。

(2) 施策の基本的方向

市町村と連携し、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築の取組を進めるとともに、高齢者虐待の防止、権利擁護制度の活用等、高齢者の人権に配慮した自立支援を促進します。

さらに、高齢者の知識と経験を生かした社会参加や地域住民との交流を進めるとともに、高齢者と地域住民がともに支え合う地域づくりを推進します。

①福祉教育、意識啓発の推進

一人一人が心豊かで健やかに暮らせる福祉社会を実現していくためには、福祉の心を実践する態度に結びつけることが必要であり、学校においては、高齢者等への理解を深め、生命を尊重する心や思いやりの心を育てる教育を推進します。

また、老人の日、老人週間を中心に、高齢者の長寿と健康を祝福するとともに、高齢者が多年にわたり社会の進展に寄与してきた人として、かつ、豊富な知識と経験を有する人であることを周知します。そして、高齢者が年齢にとらわれることなく生涯現役で、生きがいを持って生活できる長寿社会について、県民の理解が深まるよう意識啓発に努めます。

②就労対策の推進

内閣府が2014(平成26)年に実施した全国調査(「高齢者の日常生活に関する意

(2) 施策の基本的方向

少子高齢社会における持続可能な社会システムを新たに構築するため、地域活動を支える高齢者の育成を図るなど、高齢者が社会参加活動の中で生きがいを醸成できるような環境づくりに取り組み、高齢者が支える側に立ち、地域社会の担い手として活躍するような「新たな共助の仕組みづくり」を進めます。

あわせて、高齢者一人ひとりの権利が尊重され、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が送れるような環境づくりを進めます。

①福祉教育、意識啓発の推進

一人ひとりが心豊かで健やかに暮らせる福祉社会を実現していくためには、福祉の心を実践する態度に結びつけることが必要であり、学校においては、子どもに対する実践的福祉教育を推進することが大切です。

このため、1997(平成9)年に策定した「福祉教育の推進に関する基本的な指針」に基づき、1999(平成11)年に「福祉教育指導資料」を作成しました。この資料を十分に活用して、生命を尊重する心や思いやりの心を育てたり、参加・交流型のボランティア活動などを進めます。

また、「老人週間」を中心に、高齢者の長寿と健康を祝福するとともに、高齢者が多年にわたり社会の進展に寄与してきた人として、かつ、豊富な知識と経験を有する人として敬愛されるよう周知し、高齢者の生きがいと健康づくりへの意識高揚を促進します。

②就労対策の推進

豊かで活力のある社会を実現していくためには、高齢者の意欲と能力に応じ

職調査」)によると、60歳以上の高齢者の約3割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答しています。高齢者が持つ豊富な経験や技術、知識が職場や地域活動に活かされ、自らの生活の安定と生きがい、あるいは地域社会において一定の役割を果たせるよう関係機関と連携し支援します。

そのため、事業主に対し、高齢者の就職の機会の確保を要請するとともに、中高年齢者就職相談窓口（ミドル・シニア仕事センター）での就職支援、就業を希望する高齢者に働く場を提供するシルバー人材センターの利活用の促進などの就業対策を推進します。

③高齢者の尊厳を支えるケアの推進（地域包括ケアシステムの推進）

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される仕組み（地域包括ケアシステム）づくりを推進します。

そのため地域包括ケアシステムの中核となる市町村等が設置する地域包括支援センター(*)の地域ケア会議（センターで開催される高齢者への適切な支援や支援体制の検討を行う会議。専門的知識を有する者のほか、民生委員等の関係者、関係機関及び関係団体により構成）が有効に機能するよう、地域ケア会議の好事例の情報収集、提供及び研修等の支援を行います。

④互助の仕組みづくりの推進（社会参加の推進）

少子高齢社会においては、地域活動において元気な高齢者の活躍が不可欠であり、スポーツ・芸術活動などにより高齢者の元気を醸成し、地域活動を支える人材の育成を図り、自主的な高齢者のグループ活動や社会参加活動を通じて、生活の質の向上を追求できるような環境づくりを進めます。

また、老人クラブの活動支援などにより、自主的な元気高齢者グループの活動を活性化し、高齢者を含めた地域住民が主体となる支え合い活動を推進します。

た雇用の機会確保が重要です。高齢者が持つ豊富な経験や技術、知識が、職場や地域活動に活かされ、自らの生活安定と生き甲斐、あるいは地域社会に一定の役割を果たすことができるように支援していくことが求められています。

そのため、島根労働局と連携して、事業主に対し、高齢者の就職の機会確保のための啓発を積極的に進めるとともに、臨時的・短期的な仕事を希望する高齢者が就労できるようシルバー人材センター等に対して、指導・支援を行います。

③高齢者の尊厳を支えるケアの推進

2000（平成12）年から実施された介護保険制度により、措置から契約への移行、選択と権利の保障、保健・医療・福祉サービスの一体的提供など、高齢者介護のあり方は大きく変容しましたが、近年は、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加、権利擁護への要請の高まりなど、高齢者を取り巻く環境はさらに変化しています。

こうした状況を踏まえ、たとえ介護を必要とする状態になっても、その人らしい生活を自分の意志で送ることを可能とすること、すなわち、「高齢者の尊厳を支えるケア」の実現を目指し、2006（平成18）年には、「介護保険制度の見直し」や「高齢者虐待防止法」が施行されました。

このため、市町村や関係団体との連携のもと、介護サービスの充実や介護予防・地域ケアの推進、高齢者虐待の未然防止・早期対応や「*成年後見制度」活用など、実効性ある権利擁護の仕組みづくりを図ります。

④新たな共助の仕組みづくりの推進

少子高齢社会においては、地域活動において元気な高齢者の活躍が不可欠であり、スポーツ・芸術活動などにより高齢者の元気を醸成し、地域活動を支える人材の育成を図り、自主的な高齢者のグループ活動や社会参加活動を通じて、生活の質の向上を追求できるような環境づくりを目指します。

また、老人クラブの活動支援やいきいきファンド事業などにより、自主的な元気高齢者グループの活動を活性化し、高齢者が中心となって活躍する新たな

⑤権利擁護の推進

認知症高齢者など、判断能力が十分でない人が地域で安心して暮らせるよう福祉サービス利用の手続きや通帳の預かり、代金の支払いなどを県社会福祉協議会が代行する日常生活自立支援事業や財産等に関する法律行為を親族等が代行する成年後見制度(*)の利用促進に取り組みます。

また、高齢者虐待の未然防止や早期発見・早期対応のために、関係機関のネットワークの構築など支援体制の整備を進めます。

さらに、高齢者を狙う悪質商法や特殊詐欺に関する情報を速やかに高齢者等へ提供するなど、関係機関と連携し高齢者の消費者被害の防止に取り組みます。

共助の仕組みづくりに取り組みます。

⑤権利擁護の推進

認知症高齢者など、判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるよう福祉サービス利用の手続きや通帳の預かり、代金の支払いなどを代行する「日常生活自立支援事業」を実施しています。各市町村に支援を行う生活支援員を置くとともに、県内9市町の基幹的社会福祉協議会に支援の調整等を担当する専門員を配置し、さらに、県社会福祉協議会のバックアップにより、この取組を推進しています。

「日常生活自立支援事業」における相談や契約件数は、累増しており、権利を擁護する社会的な支援制度として、引き続き定着と普及に取り組みます。また、高齢化が進む中で、財産等に関する法律行為が代行できるよう、家庭裁判所の審判による「*成年後見制度」の利用も重要であり、地域福祉を担う市町村社会福祉協議会が、本人の生活・医療・健康に関する手続の代行などの身上監護も含めた観点で、法人として後見にあたる取組を強化していきます。

第 二 次 改 定 (素案)	第 一 次 改 定
<p>4. 障がいのある人</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p><u>障がいのある人が飲食店の利用を断られたり、窓口で筆談に応じてもらえない事案が発生するなど、障がいのある人に対する理解や配慮はいまだ十分とはいえず、その結果として、障がいのある人の自立と社会参加が阻まれており、共生社会は十分に実現されているとはいえない状態にあります。</u></p> <p>国においては、「障害者基本法」などに基づき、各種障がい者施策が講じられてきました。2003(平成15年)年には、計画期間を2003(平成15)年から2012(平成24)年までの10年間とする「新障害者計画」及び、その計画の「重点施策実施5か年計画(新障害者プラン)」(2003～2007年)が策定されました。</p> <p><u>その後、国連においては、2006(平成18)年に「障害者権利条約」が採択されました。この条約では、障がい者の人権及び基本的自由の享有の確保等を目的とし、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がいのある人の社会への参加の促進等、障がいのある人の権利実現のために締約国が取るべき措置について規定されています。</u></p> <p><u>この条約の理念を踏まえ、2011(平成23)年に「障害者基本法」が改正され、障がいを理由とする差別禁止の理念が法律に明記されました。</u></p> <p><u>その他、2011(平成23)年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)の制定、2012(平成24)年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)の制定、2013(平成25)年に「障害者差別解消法」の制定、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)の改正が行われ、2014(平成26)年には、「障害者権利条約」を批准しました。</u></p> <p><u>また、2013(平成25)年には、それらの障がい者制度の充実を踏まえ「地域社会における共生等」「差別の禁止」「国際的協調」を基本原則とした計画期間を2013(平成25)年から2017(平成29)年までの5年間とする「第3次障害者基本計画」が策定されました。</u></p>	<p>4. 障害のある人</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>障害のある人が、住み慣れた地域社会の中で自立して生活するとともに、社会に参加し、障害のない人と同等の活動ができる社会を実現するためには、在宅サービスの充実や「*バリアフリー」の促進など、多くの取り組むべき課題があります。</p> <p>国においては、「障害者基本法」をはじめ、「障害者自立支援法」などに基づき、各種障害者施策が講じられています。2003(平成15)年には、計画期間を2003(平成15)年から2012(平成24)年までの10年間とする「新障害者計画」及び、その計画の「重点施策実施5か年計画(新障害者プラン)」(2003～2007)が策定され、障害のある人の生活全般にわたる施策が総合的に行われています。</p> <p>また、2004(平成16)年の「障害者基本法」の改正により、法の基本的理念に障害を理由とする差別の禁止等が初めて明示されました。2007(平成19)年に内閣府が行った「障害者に関する世論調査」において、法の改正の周知度及び障害を理由とする差別や偏見の有無について調査を実施したところ、周知については過半数に届かず、また、約8割以上の人が「障害を理由とする差別や偏見がある」と回答しています。</p> <p>障害を理由とする差別や偏見をなくしていくためには、障害のある人一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解し、障害のある人自身の声に耳を傾け、時間をかけて障害や障害のある人に対する理解と認識を深めていくことが何よりも重要であり、今後とも、「障害者週間」等の機会を捉え、一層、啓発を進めていくことが必要です。</p>

県においては、2013(平成25)年に「障がい者基本計画」を策定し、障がい者施策の推進に取り組んできましたが、その後の国の動き等社会情勢の変化も踏まえ、2018(平成30)年に計画の改定を行いました。

2017(平成29)年に内閣府が行った「障害者に関する世論調査」において、約8割の人が「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」を知らないと回答しています。また、約8割以上の人が「障害を理由とする差別や偏見がある」と回答しています。また、2016(平成28)年に県が行った「人権問題県民意識調査」では、障がいのある人に対する人権上の問題として、約3割の人が、「道路や公共の施設のバリアフリー化が不十分で外出がしにくい」と回答しています。

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現のためには、日常生活や社会生活において障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している様々な障壁を取り除くことが重要であることから、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組や、障がいに対する正しい理解を深めるための広報や啓発、サービス基盤の整備や障がい児支援の充実、就労支援などを引き続き進めていくことが必要です。

(2) 施策の基本的方向

障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会(共生社会)の実現を目指すことを基本理念として、2018(平成30)年に策定した「島根県障がい者基本計画(2018～2023年)」に基づき、国や市町村、関係機関と連携を図りながら、障がい者施策を推進していきます。

(2) 施策の基本的方向

障害のある人もない人も共に支え合う地域社会の中で、県民誰もが住みたい地域で安心して暮らすことができ、自分らしい生活をする事ができる社会を創ることを基本理念として、2003(平成15)年に策定した「島根県障害者計画(島根はつらつプラン)(2003～2012年)」及び2006(平成18)年に策定した、その実施計画である「島根県障害福祉計画」に基づき、国や市町村と連携を図りながら、障害者施策を推進しているところです。

また、1998(平成10)年に高齢者や障害のある人等が暮らしやすいまちは、すべての人が暮らしやすいまちであるとの認識に立ち、高齢者や障害のある人等の行動を妨げている様々な障壁を取り除くことを目的として、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、施策を推進しています。2006(平成18)年には、国において、高齢者や障害のある人等の日常生活及び社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資

① 障がいを理由とする差別の解消の推進

「障害者差別解消法」の趣旨・目的等について、幅広く県民や事業者の理解を深めるため、関係機関や各種団体と連携しながら、各種の広報・啓発活動を実施していきます。

また、障がい者に対する差別を防止し、その被害からの救済を図るため、差別的事案へ適切に対応するための相談体制の充実に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。

② 障がいに対する理解の促進

広報誌やテレビ等様々な県の広報媒体をはじめ、市町村、民間団体や報道機関と連携した啓発・広報活動を展開し、社会的障壁を取り除くために県民一人一人が障がいや障がい者について理解を深めることができるよう啓発活動を推進していきます。

また、「あいサポート運動(*)」を推進し、県民一人一人が障がいの特性や必要な配慮への理解を深めることにより、具体的な行動につながるよう取り組んでいきます。

③ 特別支援教育の推進

障がいのある児童生徒の自立と主体的な社会参加の実現に向け、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行い、共生社会の形成に向けた「インクルーシブ教育システム(*)」の構築を図ります。

することを目的として、「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」が制定され、バリアフリーの一層の推進が図られることとなりました。今後も、障害のある人等に対する理解と認識が深まるよう教・啓発を推進します。

さらに、障害のある人が地域において、自立した生活ができるよう障害のある人の雇用を促進して、職業の安定を図るための取組を推進します。

① 「ノーマライゼーション」の理念の普及啓発

「障害者週間」、「人権週間」及び「精神保健福祉普及運動」を中心に、障害のある人や関係団体、市町村等と連携して、「心の輪を広げる体験作文・障害者週間の日のポスター」募集などの啓発事業や公共施設の利用料の減免などを実施し、障害のある人との交流を進めるとともに、障害及び障害のある人に対する正しい理解を深め、「*ノーマライゼーション」の理念や誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の理念の一層の定着を図ります。また、県広報誌やマスメディアを活用した啓発・広報活動を積極的に推進します。

② 障害のある人の理解を深めるための福祉教育の推進

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの交流及び共同学習を進めるとともに、ボランティア活動など福祉教育を実施し、障害のある人等に対する理解を深めます。

また、各学校においては、教職員自身が福祉教育に関心や理解を持ち、子どもたちを指導するとともに、自らも福祉活動に参加し、体験するための福祉教育推進体制を整備するほか、教職員の福祉教育に関する研修プログラムの企画・実施などに努めます。

③ 障害のある人の地域での自立生活の支援

障害のある人が、地域において人権や個性を尊重され、安心して自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、障害者相談支援事業をはじめとした相談体制の整備を図るとともに、「障害者自立支援法」に基づいた各種障害

④ 障がいのある人の理解を深めるための福祉教育の推進

小学校・中学校・義務教育学校・高等学校において、障がいのある子どもたちとの交流及び共同学習を進めるとともに、ボランティア活動など福祉教育を実施し、障がいのある人等に対する理解を深めます。

また、各学校においては、教職員自身が福祉教育に関心や理解を持ち、子どもたちを指導するとともに、自らも福祉活動に参加し、体験するための福祉教育推進体制を整備するほか、教職員の福祉教育に関する研修プログラムの企画・実施などに努めます。

⑤ 地域生活の充実

障がいのある人が、障がいの種別や状態に関わらず、住みたい地域で自立した生活を営むことができるように障がい福祉サービス提供体制の整備を図ります。

⑥ 就労支援の取組

障がいのある人の就労の促進を図るため、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターを中心に、就労支援のための取組を着実にを行うとともに、労働、福祉、教育等の関係団体が連携し、各分野が一体となった取組を推進します。

また、「障害者雇用促進法」の改正により、平成30年から障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わり、あわせて障がい者の法定雇用率が引き上げられました。さらに同法では、雇用の分野における、障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止、事業主に対しては合理的配慮の提供義務及び苦情の自主的解決の努力義務などが定められており、関係機関と連携して事業主や県民の理解と協力を推進するとともに、障がい者委託訓練など障がいのある人の就業促進に向けた多様な職業訓練を実施します。

⑦ ひとにやさしいまちづくりの推進

「ひとにやさしいまちづくり条例(*)」の趣旨・目的等について普及・啓発を

福祉サービスや地域生活支援事業の充実を図ります。

また、障害のある人の就労の促進を図るため、障害者就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターを中心に、就労支援のための取組を着実にを行うとともに、労働、福祉、教育等の関係団体による連携組織を設置し、各分野が一体となった取組を推進します。

さらに、障害のある人の雇用を促進して職業の安定を図るため、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」において、障害者雇用率制度が設けられ、事業主に一定数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することが義務付けられており、関係機関と連携して事業主や県民の理解と協力を推進するとともに、障害者委託訓練など障害のある人の就業促進に向けた多様な職業訓練を実施します。

④ 権利擁護の推進

知的障害者や精神障害者など、判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるよう福祉サービス利用の手続きや通帳の預かり、代金の支払いなどを代行する「日常生活自立支援事業」を実施しています。各市町村に支援を行う生活支援員を置くとともに、県内9市町の基幹的社会福祉協議会に支援の調整等を担当する専門員を配置し、さらに、県社会福祉協議会のバックアップにより、この取組を推進しています。

「日常生活自立支援事業」における相談や契約件数は、累増しており、権利を擁護する社会的な支援制度として、引き続き定着と普及に取り組みます。

また、財産等に関する法律行為が代行できるよう、家庭裁判所の審判による「*成年後見制度」の利用も重要であり、地域福祉を担う市町村社会福祉協議会が、本人の生活・医療・健康に関する手続の代行などの身上監護も含めた観点で、法人として後見にあたる取組を強化していきます。

図るとともに、障がい者等の多様なニーズに対応できるよう、施設等のバリアフリー化や障がい者の意見及びユニバーサルデザイン(*)の概念を反映した「ひとにやさしいまちづくり」を関係機関や各種団体と連携して推進します。

⑧ 権利擁護のための施策の充実

「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の防止、早期発見及びその後の支援に向けた取組を強化します。

また、判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らせるよう福祉サービス利用の手続きや通帳の預かり、代金の支払いなどを代行する「日常生活自立支援事業」を実施しています。各市町村に支援を行う生活支援員を置くとともに、市町村社会福祉協議会に支援の調整等を担当する専門員を配置し、さらに、県社会福祉協議会のバックアップにより、この取組を推進しています。

「日常生活自立支援事業」における相談や契約件数は、累増しており、権利を擁護する社会的な支援制度として、今後ともニーズに応えられるよう現行の体制を維持し、サービスの質の向上を図ります。

また、財産等に関する法律行為が代行できるよう、家庭裁判所の審判による「成年後見制度」の利用も重要であり、地域福祉を担う市町村社会福祉協議会が、本人の生活・医療・健康に関する手続きの代行などの身上監護も含めた観点で、法人として後見にあたる取組を強化していきます。

第二次改定(素案)

第一次改定

5. 同和問題

5. 同和問題

(1) 現状と課題

(1) 現状と課題

1965(昭和40)年の「同和対策審議会答申」は、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」と位置付け、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識を示しました。そして、「何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」と述べています。

1965(昭和40)年の「同和対策審議会答申」は、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題」と位置付け、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識を示しました。そして、「現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」と述べています。

この答申を踏まえ、同和問題の早期解決に向けて、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」が施行されました。以来、33年間に3度にわたり制定された「特別措置法」に基づき、国、地方公共団体が一体となって、生活環境の改善、教育の充実、人権擁護活動の強化などの施策を実施し、2002(平成14)年3月末の終了後も、残された課題については、一般対策により対応してきました。

この答申を踏まえ、同和問題の早期解決に向けて、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、33年間に3度にわたり制定された「特別措置法」に基づき、国、地方公共団体が一体となって、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化などの施策が実施されてきました。

島根県においても、これまで同和問題の解決を県政の重要課題として位置付け、差別意識を解消するための教育・啓発活動の推進をはじめ、同和地区における教育の充実、生活環境の改善などの対策を積極的に推進しました。

島根県においても、これまで同和問題の解決を県政の重要課題として位置付け、差別意識を解消するための教育・啓発活動の推進をはじめ、同和地区における教育の充実、雇用の促進、経営の安定、生活環境の改善などの対策を積極的に推進してきました。

また1994(平成6)年には、「島根県同和対策推進計画」を策定し、心理的差別の解消、人権意識の高揚に努めるとともに、同和地区における経済力の向上、住民の生活の安定などを図り、差別のない明るい社会の実現に努めてきました。

また、1994(平成6)年には、「島根県同和対策推進計画」を策定し、心理的差別の解消、人権意識の高揚に努めるとともに、同和地区における経済力の向上、住民の生活の安定及び福祉の向上を図り、差別のない明るい社会の実現に努めてきたところです。

こうした取組と地区住民の自主的な努力により、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど着実に成果を上げ、様々な面で存在していた較差は大きく改善され、また県民の同和問題に対する理解と認識も深まりつつあります。

こうした取組と地区住民の自主的な努力により、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど、着実に成果を上げ、様々な面で存在していた較差は大きく改善されました。また、県民の同和問題に対する理解と認識も深まり、全般的には、着実に進展を見ているところです。

2015(平成27)年3月には、学校教育と社会教育の両面から様々な教育・啓発に取り組んだ成果として、「人権教育指導資料第2集 しまねがめざす人権教育(学校教育編)」を発行し、同和教育が大切に培ってきた「進路保障」を人権教育の柱に据え、すべての子どもたちの実態や背景に細やかに目を向け、一人一人が将来をた

このように、「特別措置法」に基づく特別対策は、概ねその目的が達成できる状況

くましく切り拓いていく力、すなわち生きる力を育む教育活動を推進しているところです。

県内各地に設置されている隣保館（10館）は、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、啓発活動や相談活動、教養文化活動を通じて、地域住民の社会的、経済的、文化的向上と同和問題の解決に取り組み、同和問題に関する正しい理解と認識が深まるなど大きな成果を上げてきました。そして2015（平成27）年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」において、地域における多様な社会資源の一つとして自立支援機関との連携が求められており、より積極的な隣保館運営が行われることが期待されています。

さらに全国各地で発生した戸籍の不正取得を未然に防止するための「本人通知制度」も、2017（平成29）年度には県内8市町で導入されており、全般的には着実に進展を見ているところです。

しかしながら、依然として人々の心の中には、偏見や差別意識が根深く存在し、それが社会生活の様々な場面で表出しており、心理的差別の解消に向けては、今なお多くの課題が残されています。

県が2016（平成28）年に実施した「人権問題県民意識調査」における結婚に関する調査では、「仮に、あなたのお子さんが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、あなたはどうしますか」の質問に対して、条件付きを含め「結婚を認めない」が7.5%、「親としては反対するが、子どもの意思が強ければ結婚を認める」が25.1%となっており、32.6%の人が反対の意思を示すなど、2011（平成23）年の前回調査（46.5%）と比べれば下回っているものの、未だに結婚問題について差別意識が社会の中に根深く存在していることが認められます。また同和問題の解決に向けて努力すべきだとする人の割合が減少し、成り行きに任せるとする人の割合が増加しており、この問題に関する関心も薄れつつあると思われます。

また、教育や就労、産業面においても課題が残るとともに、採用選考時における身元調査とも考えられる問題事象や、同和問題を口実に不法、不当な行為や要求を行ういわゆる「えせ同和行為」などの同和問題の解決を阻害する問題も引き続き発生しています。

さらに、全国的にはインターネットを悪用した差別事象の深刻化や、身元調査や土地の問い合わせなど、今なお差別事象は後を絶たない状況にあります。

となったことから、2002（平成14）年3月末をもって終了し、残された課題については、一般対策により対応することになりました。

しかし、1999（平成11）年の国の「人権擁護推進審議会答申」において、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいるが、結婚問題を中心に、地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」と述べられており、心理的差別の解消については、今なお、十分とは言えない状況にあります。

県が実施した「人権問題に関する県民意識調査（2004（平成16）年）」における結婚に関する調査では、「仮にあなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか」の質問に対して、条件付きを含め「結婚を認めない」が8.0%、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ仕方がない」が38.5%となっており、46.5%の人が反対の意思を示しています。1999（平成11）年の前回調査（51.1%）と比べれば下回っているものの、未だに結婚問題について、差別意識が社会の中に根深く存在していることが認められます。

また、教育や就労、産業面においても解決しなければいけない課題が残されています。

一方、採用選考時において、家庭環境、親の職業等を聴取するなど、身元調査とも考えられる問題事象や同和問題を口実に不法、不当な行為や要求を行う、いわゆる「えせ同和行為」などの同和問題の解決を阻害する問題も発生しています。

さらに、近年、インターネットを悪用した差別事象や行政書士による戸籍謄本の不正取得など、新たな問題も全国的に起こっており、今なお、差別事象は後を絶たない状況にあります。

こうしたことから、今後も、同和問題に対する県民の正しい理解と認識を深め、問題解決への主体的な取組を促進するため、教育・啓発を中心として取り組んでいく必要があります。

なお、今回の基本方針の改定にあたり、「島根県同和对策推進計画」を廃止し、同和問題解決のための基本的な考え方については、この基本方針に盛り込みました。

このような状況の中、2016(平成28)年12月に「部落差別解消推進法」が公布・施行されました。この法律は部落差別の解消を明記した初めての法律であり、広く国民全体に部落差別のない社会の実現を呼びかけるもので大きな意義があり、また現在もなお部落差別が存在するとして、部落差別のない社会を実現することを目的とし、国及び区市町村が相談体制を充実させること、教育及び啓発を行うことなどの部落差別解消に関する施策を実施することが定められています。

なお、前回(2012(平成20)年)の基本方針の第一次改定に当たり「島根県同和対策推進計画」を廃止し、同和問題解決のための基本的な考え方については、この基本方針に盛り込みました。

(2) 施策の基本的方向

「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、相談体制の充実を図るとともに、引き続き民間団体等と連携を図り、より一層効果的な教育及び啓発を積極的に推進するなど、地域の実情に応じた部落差別の解消(同和問題の解決)に関する施策を実施していきます。また同和問題に関する正しい知識を得ることができ、その解決に向けた自主的な取り組みを促すことができるような研修に取り組みます。

また今後も必要な事業については、地域の実情や事業の必要性に応じ、これまでの施策の成果が損なわれることのないよう、一般対策を有効かつ適切に活用し推進していきます。

①教育・啓発の推進

学校教育においては、一人一人の学びを保障し、将来を切り拓いていく力を育む教育活動の充実に引き続き努めます。また教職員に対しては、同和問題の正しい認識を深めるとともに、同和教育の成果である「進路保障」の理念に基づいた取組の手法をすべての教育活動の場面において生かすことができるよう引き続き取り組みます。

社会教育においては、同和問題についての正しい理解を深め、自らの課題として差別意識の解消に主体的に取り組むことができるように、学習内容や方法等の創意工夫に努めるとともに、地域の実態と課題を的確に把握し、学校や家庭、地域社会との連携を図りながら、より一層効果的に推進していきます。

(2) 施策の基本的方向

「特別措置法」に基づく特別対策は、2002(平成14)年3月末をもって終了しましたが、法の失効が同和問題解決に向けての取組の終結を意味するものではなく、今後も、必要な事業については、地域の実情や事業の必要性に応じ、これまでの施策の成果が損なわれることのないよう一般対策を有効かつ適切に活用し推進していきます。

また、今後の同和問題に関する差別意識の解消にあたっては、1996(平成8)年の「地域改善対策協議会意見具申」を尊重し、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、固有の経緯等を十分認識しつつ、これまでの同和教育や啓発の中で積み上げられてきた取組の成果と、これまでの手法への評価や研究の成果を踏まえ、民間団体等と連携を図り、なお一層、効果的な教育・啓発などを積極的に推進します。

①差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

学校教育においては、まず教職員自身が同和問題の解決を自らの課題として捉え、全教育活動を通じて、子どもの人権意識を高め、差別をなくす実践力を培います。

社会教育においては、同和問題についての正しい理解を深め、自らの課題として、差別意識の解消に取り組むことができるように、学習内容や方法等の創意工夫を図ります。課題解決に向けて、学校や家庭、地域社会が一体となった取組になるように、さらに、連携を図りながら教育・啓発を進めていきます。

啓発においては「差別をなくす強調月間（7月12日～8月11日）」や、人権フェスティバル等において効果的な啓発に取り組むとともに、インターネットなどを活用した差別意識の解消に向けた啓発広報や講演会等の開催、啓発資料の作成などを行います。

これらの実施にあたっては内容や手法に一層の創意工夫を加え、またワークショップなどの参加体験型の研修形態を積極的に行うなど、自らの課題として捉えることができるようなものとなるよう取り組みます。

②就労問題への取組

就職の機会均等を確保し、雇用を促進して職業の安定を図ることは、同和問題解決のための重要課題の一つです。

就職に関する差別をなくすため、島根労働局など関係機関と連携し、企業や団体等に対して、公正な採用選考を阻害する身元調査、面接時における本籍や家族の職業等についての不適切な質問及び書類要請など就職差別につながる行為をしないよう引き続き啓発に努めます。

また、県や民間の教育訓練機関での職業訓練や、若年者から中高年齢者に対する就労支援に取り組みます。

③就学援助への取組

児童生徒が、高等学校や大学等への進学や就労などの選択において希望する進路に進めるようにするため、一人一人の実態を把握し、就学援助のための迅速な情報提供に努め、奨学資金をはじめ各種制度の周知と活用を促進を図ります。

また、「差別をなくす強調月間（7月12日～8月11日）」において、同和問題解決のための啓発広報を集中的に実施するなど、マスメディアを活用した各種啓発や講演会等の開催、各種啓発資料の作成など、全体的かつ集中的な啓発活動を行います。

これらの教育・啓発にあたっては、今までに蓄積されてきた成果への評価を行うとともに、啓発内容や手法に一層の創意工夫を加え、また、ワークショップなどの参加体験型の研修形態を積極的に行うなど、自らの課題として捉えることができるような教育・啓発を推進します。

②就労問題への取組

就職の機会均等を確保し、雇用を促進して職業の安定を図ることは、同和問題解決のための重要課題の一つです。

就職に関する差別をなくすため、島根労働局など、関係機関と連携し、企業や団体等に対して、公正な採用選考を阻害する身元調査、面接時における本籍や家族の職業等についての不適切な質問及び書類要請など、就職差別につながる行為をしないよう啓発に努めるとともに、就職困難者等の積極的な採用について、事業主の理解と協力を求めています。

③進路保障・就学援助への取組

教育と就職の機会均等を完全に保障し、生活の安定と地位の向上を図ることは、同和問題解決のための中心的課題です。

子どもが、高等学校、大学への進学や就労などの選択において、希望する進路に進めるようにするため、一人ひとりの実態を把握し、自らの進路をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力を身に付けていくよう学力の向上と進路保障の取組を推進します。

また、就学援助のための迅速な情報提供に努め、奨学資金をはじめ、各種制度の周知と活用を促進を図ります。

④生活環境への取組

地域の実情や事業の必要性を的確に把握し、すべての人が住み慣れた地域で、また、安全な生活環境で安心して暮らすことができる人権が尊重されるまちづくりに対して支援を行います。

⑤産業振興への取組

産業振興を図り、地域住民の経済的水準の向上につなげていくことは、同和問題の根本的解決を図るための課題の一つです。

今後も地域の実情に応じた必要な支援を、市町村や関係機関と連携し実施していきます。

⑥隣保館活動への支援及び相談機能の充実

隣保館が福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域住民のニーズを的確に把握の上、その生活課題に応じて、各種相談事業、地域福祉事業、啓発及び広報活動、交流促進事業など、その他広範な事業を総合的に推進できるよう支援します。特に「生活困窮者自立支援法」や「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、相談体制の充実のための職員研修や関係機関とのより一層の連携に取り組みます。

また、隣保館が設置されていない地域においては、社会教育施設である公民館などを活用した広域隣保活動事業などにより、生活上の各種相談事業等を通じて地域住民の生活課題等を的確に把握し、適切に各種事業が推進できるよう支援します。

④生活環境への取組

これまでの取組により、住宅や道路など、生活の根幹に関わる環境整備については、様々な面で存在していた較差は大きく改善されてきました。

今後は、すべての人が住み慣れた地域で、また、安全な生活環境で安心して暮らせることが大切であることから、定住の促進や高齢社会への対応、安全で安心な住まいなどの人権が尊重されるまちづくりに対して支援を行います。

また、事業の実施にあたっては、地域の実情や事業の必要性を的確に把握の上、事業を推進していきます。

⑤産業振興への取組

産業振興を図り、地域住民の経済的水準の向上につなげていくことは、同和問題の根本的解決を図るための課題の一つです。

今後、商工業の振興を図るため、個別企業の経営指導、融資制度の利用促進、技術向上のための研修、起業や新規事業進出への支援などを行います。

また、農林水産業を振興するため、生産基盤及び加工流通施設等の整備を推進するとともに、営農指導活動を展開します。

⑥隣保館活動への支援及び相談機能の充実

隣保館は、地域住民の生活実態やニーズに応じて、生活支援や自立促進などを総合的に実施することにより、同和問題の早期解決を図るための地域活動の拠点として設置されました。

その結果、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、啓発活動や相談活動、教養文化活動を通じて、地域住民の社会的・経済的・文化的向上と同和問題の解決に取り組み、同和問題に関する正しい理解と認識が深まるなど、一定の成果を上げてきました。

今後も、隣保館が福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域住民のニーズを的確に把握の上、その生活課題に応じて、各種相談事業、地域福祉事業、啓発及び広報活動、交流促進事業など、その他広範な事業を総合的に推進できるよう支援します。

また、隣保館が設置されていない地域においては、社会教育施設である公民館な

⑦「えせ同和行為」の排除

「えせ同和行為」は、「同和問題はこわい問題であり、避けた方がよい」という人々の誤った意識に乘じ、同和問題を口実にして、企業・官公署などに不当な要求を行うことをいいます。

このような行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付けるなど、これまで積み重ねてきた同和問題についての教育・啓発効果を一挙に覆し、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人々や同和関係者に対するイメージを著しく損ねるものであり同和問題解決の大きな阻害要因となっています。

「えせ同和行為」に対処するには、何よりも誰もが同和問題を正しく理解することが重要です。

このため県民への啓発に努めるとともに、こうした行為の排除に当たっては、松江地方法務局や警察など関係機関と緊密な連携を保ち、より一層その取組の強化を図ります。

どを活用した広域隣保活動事業などにより、生活上の各種相談事業等を通じて、地域住民の生活課題等を的確に把握し、適切に各種事業が推進できるよう支援します。

⑦「えせ同和行為」の排除

「えせ同和行為」は、「同和問題はこわい問題であり、避けた方がよい」という人々の誤った意識に乘じ、同和問題を口実にして、企業・官公署などに不当な要求を行うことをいいます。

このような行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付けるなど、これまで積み重ねてきた同和問題についての教育・啓発効果を一挙に覆し、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人々や同和関係者に対するイメージを著しく損ねるものであり、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。

「えせ同和行為」に対処するには、何よりも誰もが同和問題を正しく理解することが重要です。

このため、県民への啓発に努めるとともに、こうした行為の排除にあたっては、松江地方法務局や警察など、関係機関と緊密な連携を保ち、より一層、その取組の強化を図ります。

第二次改定(素案)

第一次改定

6. 外国人

(1) 現状と課題

国際化の進展に伴い、わが国で生活する外国人住民は年々増加する傾向にあり、その国籍や言語も多様化しています。県内の外国人住民は、2017(平成29)年末現在で、7,689人出身地は74の国、地域に及びます。

県では、国籍にかかわらず全ての県民が共に生きる「多文化共生社会」を推進するため、関係機関、団体等と連携し外国人住民を支援するための各種施策を実施してきました。

しかし、日常生活や雇用の場などにおいて、日本人と外国人住民との間で言葉、文化、生活習慣の相違等に起因する様々な問題が生じています。

2011(平成23)年に外国人住民を対象として実施した「島根県在住外国人実態調査」では、「日常生活の中で差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか」という問に対して、約3割の人が「ある」と回答しています。

また、2016(平成28)年の「人権問題県民意識調査」では、外国人に関する人権について、「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習が分からず支障をきたすこと」(46.9%)「日本人の異文化理解が十分でなく外国人に対する偏見を生みやすいこと」(33%)が問題だと回答するなど、外国人住民の人権が十分に尊重されていない状況がうかがえます。

さらに、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動(ヘイトスピーチ)が社会的な問題となっています。こうした行為は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、差別意識を生じさせることにもつながりかねません。これらの状況を踏まえ2016(平成28)年には「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

外国人住民の人権を守るためには、学校や家庭、職場、地域などにおいて、外国人住民に対する理解を深めるとともに、日本人との相互理解と協力のもと、地域社会の構成員として共に生きていく社会づくりの推進が一層求められています。

6. 外国人

(1) 現状と課題

県では、1989(平成元)年に「国際交流」と「国際協力」を推進するために韓国慶尚北道と姉妹提携して以降、ロシア沿海地方、中国寧夏回族自治区、吉林省とも友好提携等を行い、学術、文化、経済、農業、環境などの分野で交流は協力へと広がってきています。また、学校や市民団体等によるいわゆる草の根交流も増えています。

1980(昭和55)年代以降、経済活動のグローバル化や1990(平成2)年の「出入国管理及び難民認定法(入管法)」の改正により、我が国で生活する外国人住民は年々増加しています。

島根県における外国人登録者数も年々増加する傾向にあり、1990(平成2)年12月末には2,000人だったものが、2007(平成19)年12月末には6,189人と3倍以上になっています。また、社会情勢の変化に伴い、外国人住民の国籍別割合も変化があり、1990(平成2)年12月末には韓国・朝鮮67%、フィリピン14%、中国10%、その他9%だったものが、2007(平成19)年12月末には中国40%、ブラジル21%、韓国・朝鮮14%、フィリピン14%、その他7%となっています。これは全国の傾向と概ね同様な変化です。今までの「国際交流」・「国際協力」に加え、外国人住民も地域社会の構成員として、共に生きていく多文化共生社会づくりの推進が求められています。

そのような状況の中、総務省による「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(2006(平成18)・2007(平成19)年)では、外国人住民を取り巻く課題として、住居や仕事を探す外国人住民に対する差別や、日本語を理解できないことで情報や知識が不足し、行政サービスを含む様々なサービスを受けることができないなどの課題があることを指摘しています。また、県においても、2000(平成12)年及び2005(平成17)年に県内在住外国人の実態調査を行い、全国と同様な課題があると認識しています。

(2) 施策の基本的方向

近年、留学や就労、結婚等、様々な理由で多様な国籍の外国人住民が増加しており、他の国の文化に接する機会も増えてきます。そうした文化を自らの文化の価値観で一方的に評価するのではなく、それぞれの文化が独自に培ってきた価値観を認め合い、多様な文化を持つ人々が排除し合うことなく、日本人住民と外国人住民が同じ地域に暮らす住民として、相互に理解し、共に支え合うことにより、すべての県民が安全・安心に暮らす、「多文化共生社会」の実現を目指します。

①外国人住民の人権を尊重する啓発活動の推進

学校や家庭、職場、地域などにおいて、外国人住民に対する正しい理解を育み偏見や差別の解消を推進します。

また、「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）は許されないことを県民に周知し、その解消に取り組みます。

②外国人住民が暮らしやすい地域づくりの推進

保健、医療、福祉、防災などの行政情報の多言語化や外国人住民にも理解しやすい「やさしい日本語(*)」の普及に取り組み、外国人が言葉の壁に遮られることなく必要な情報が得られるよう努めます。

また、公益財団法人しまね国際センターと連携し、公共機関等と外国人住民の橋渡しをするコミュニティ通訳ボランティア(*)や災害時外国人サポーター(*)等の各種ボランティアの登録・活用を図り、外国人が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

③外国人住民のための労働環境の整備

外国人労働者がその能力を發揮しながら就労できるよう、国をはじめとした関係機関と連携し、各企業における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止のための啓発活動に取り組みます。

(2) 施策の基本的方向

「国際交流」・「国際協力」の広がりや外国人住民の増加に伴い、他の国の人やその文化に接する機会も増えてきます。他の国の文化を自らの文化の価値観で一方的に評価するのではなく、それぞれの文化が独自に培ってきた価値観を認め合い、多様な文化を持つ人々が排除し合うことなく、同じ地域に暮らす住民として、「共に生きる」社会の構築、すなわち、「多文化共生社会」の構築に協力し合うことが求められています。

このため、外国人住民についての理解促進並びに外国人住民の自立及び社会参画の機会づくりを進めます。

①外国人住民への理解啓発の推進

県内の外国人住民の数は、年々増加してきており、その国籍も多様化してきています。

このような状況の中で、全ての住民が、安心して暮らせる「しまねづくり」を推進していくために、学校や家庭、職場、地域などにおいて、外国人住民に対する正しい理解を育み、差別や偏見の解消のための啓発に努めます。

②多文化共生社会づくりの推進

国籍に関わらず全ての県民が、共生できる多文化共生社会を推進するため、県内の在住外国人の実態調査を定期的実施し、調査結果を諸施策に反映させます。

また、県内市町村や地域の民間交流団体と連携を深めるとともに、しまね国際センターとの連携による地域通訳ボランティアの養成など、多文化共生社会の実現を目指します。

③外国人のための労働環境の整備

外国人労働者がその能力を有効に發揮しながら就労できるよう、国と連携し各企業における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止に取り組みます。

④外国人住民のための相談体制の充実

外国人住民は、行政上の手続きの方法や制度の理解、転職、子どもの進学等、様々な生活場面でサポートを必要としています。そのため多言語による相談体制を充実させるとともに、公益財団法人しまね国際センターや関係機関等と連携し課題の解決に取り組みます。

④外国人のための相談体制の充実

県内在住外国人には、言語の問題や文化摩擦、話し相手の不足など、多くの悩みがあり、しまね国際センターにおいて、ボランティアとの連携も図りながら、相談体制を充実させ課題の解決に取り組みます。

第二次改定(素案)

第一次改定

7 患者及び感染者等

7 患者及び感染者等

(1) 現状と課題

(1) 現状と課題

ハンセン病やHIV（ヒト免疫不全ウイルス）等の感染症、膠原病等の難病に対する正しい知識と理解が十分とはいえない状況にあり、偏見や差別による患者や感染者等の社会生活の難しさが指摘されています。

国が策定した「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画には、ハンセン病、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者とエイズ患者に対する差別や偏見が重要課題の一つとして取り上げられています。

ハンセン病に対する社会の理解は、1996（平成8）年に患者の療養所への強制隔離を定めた「らい予防法」が廃止され、2009（平成21）年にハンセン病への偏見や差別の解消、療養所の入所者や退所者の支援等を目的とした「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されたことなどにより大きく進展しました。

ハンセン病患者は、1996（平成8）年に「らい予防法」が廃止されるまで、療養所への強制隔離という基本的な考え方が継続されるなど、患者本人や家族、親族までが差別や偏見を受けてきました。

県では島根県藤楓協会の活動（ハンセン病療養所入所者の里帰り、訪問・交流・啓発活動など）を支援するとともに、ハンセン病に対する正しい知識を普及するための啓発活動に努めてきました。

また、HIV感染者等は、医療、福祉など、積極的に保護され支援されるべき人々ですが、医療の拒否、就職や入学の拒否、職場の解雇などの人権問題が指摘されています。

しかし、多くの療養所の入所者やその退所者は、根深い偏見や差別によりいまだに故郷に帰ることもできない状況にあります。一方で、入所者の高齢化等に伴い社会のハンセン病に対する問題意識の希薄化が懸念されています。

さらに、赤痢や腸管出血性大腸菌（O-157等）などの感染症患者も、偏見から生じるいじめや職場などに居づらくなるなどの人権問題が発生しており、今後、新たな感染症の発生による患者に対しても、同様な問題が起こることが危惧されます。

また、HIV感染者やエイズ患者（以下「HIV感染者等」という。）については、医療の拒否、病気を理由とした解雇など、人権への配慮を欠いた対応が問題となっています。

このほか、膠原病などの難病患者も、病気に対する理解の乏しさなどにより、心ない言葉をかけられたり、就労が困難であったり、療養環境が十分でないなど、社会生活の難しさが指摘されています。

さらに、ウイルス性肝炎などその他の感染症についても、感染症についての理解が十分でないため、不当な偏見、差別を受けることがあると指摘されています。

県では、様々な機会を通じて、HIV感染者等やその他の感染症に関する正しい知識を普及するための啓発活動に努めましたが、依然として偏見や差別が解消されたとは言えない状況にあります。

このほか、膠原病などの難病患者については、病気に対する理解の乏しさなどにより、心ない言葉をかけられたり、就労が困難であったり、療養環境が十分でないなど、社会生活の難しさが指摘されています。県では、患者自らの意思で、その人らしい生活ができるよう、相談・支援体制の充実などに努めてきました。

2015(平成27)年に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、国及び地方公共団体に難病に関する正しい知識の普及と難病患者の社会参加の機会の確保、地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生する施策を講ずることを求めています。

2016(平成28)年に実施した「人権問題県民意識調査」では、「HIV感染者及び肝炎ウイルス感染者等の人権について特にどのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して「周囲の人たちの病気についての認識や理解が十分でないこと」「本人・家族が世間から偏見の目でみられること」と回答しています。

ハンセン病回復者に関する人権上の問題についても同様の回答がされています。

今後も継続して、関係機関、団体等と連携し、感染症や難病に対する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、患者や感染者等の相談・支援体制の充実など人権が尊重される地域社会の実現に努めることが求められています。

(2) 施策の基本的方向

感染症や難病に対する正しい知識の普及・啓発を推進するとともに、患者及び感染者等の相談・支援体制の充実を図り、患者及び感染者等がその人権を尊重され、不当な偏見や差別を受けることなく安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

(2) 施策の基本的方向

ハンセン病に対する社会の理解は、「らい予防法」が1996(平成8)年に廃止されて以来、大きく進みました。しかし、未だに、偏見や差別が残っている中で、2008(平成20)年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が成立したことから、県としても、法の基本理念にのっとり、入所者等の福祉の増進を図るとともに、県民がハンセン病問題を通して、人権尊重の意識を高めることができるよう施策を推進します。

そして、感染症患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症新法)」が2006(平成18)年に一部改正されました。県としても、この法律の趣旨に沿って、感染症等に関する正しい知識の普及等の広報活動を進めるなどの施策を推進します。

また、難病については、その多くが原因不明で治療法も確立されておらず、生涯にわたって治療が必要な中で、患者自らの意志で、その人らしい生活が送れるような支援が求められており、相談・支援体制の充実や難病に対する正しい知識の普及を図り、職場や地域で患者や家族を支える社会づくりに努めます。

① ハンセン病回復者の支援とハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進
島根県藤楓協会の活動を支援し、ハンセン病療養所入所者の福祉の増進や交流を図ります。

また、ハンセン病問題を風化させないよう、様々な機会を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

② H I V感染者等に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発の推進
エイズに対する正しい知識の普及と県民の理解の促進に努めます。特に、青少年に対する普及・啓発を重視し小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校でのエイズ（性）教育を推進します。

③ 感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進
感染症に対する偏見や差別の解消のため、様々な機会を通じて、感染症に関する正しい知識の普及と県民の理解の促進に努めます。

④ 難病患者等への支援
難病に関する専門相談、就労相談や研修機能を担う「しまね難病相談支援センター」を設置しており、各保健所と連携し、患者、家族へのきめ細やかな支援体制の構築を図ります。
地域住民と協働した「難病フォーラム」の開催など、難病患者に対する県民の

① ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進
ハンセン病療養所入所者の里帰りや訪問・交流などを事業とする島根県藤楓協会の活動を支援し、入所者の体験談などをひとりでも多くの県民に伝える活動に取り組むなど、あらゆる機会を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及に努めます。

② H I V感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進
小学校・中学校・高等学校・特別支援学校においては、エイズを予防する能力や態度を育てるとともに、エイズに対するいたずらな不安や偏見・差別を解消するため、人間尊重、男女平等の精神に基づくエイズ（性）教育を、家庭や地域と連携して推進します。

このほか、各保健所と県教育委員会が連携し、小学校・中学校・高等学校を訪問して、エイズについての正しい理解と認識を深める講座を開設します。

また、「エイズフォーラム」を開催し、県民に対して、エイズに対する正しい知識の普及を図るとともに、「世界エイズデー」（12月1日）にあわせてリーフレットなどを配布し、啓発に努めます。

③ 感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進
感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めるなど、あらゆる機会を通じて、感染症に関する正しい知識の普及に努めます。

また、感染症の患者等を社会から切り離す視点ではなく、感染症の予防と患者等の人権尊重を両立させる観点から、患者個人の意志や人権を尊重し、入院の措置がとられた場合は、良質かつ適切な医療を提供し、早期に社会に復帰できるよう努めます。

④ 難病患者等への支援
難病患者及び家族に対する専門医療相談や就労相談、訪問相談などを実施するほか、患者家族の会のネットワークづくりなどの活動に対する支援を行います。
また、「難病フォーラム」等を地域の実情を踏まえて開催するとともに、患者家族を支える組織の育成やボランティアとの連携づくりを支援します。

理解を深めるとともに、患者家族を支える組織の育成やボランティアとの連携づくりを支援します。

⑤インフォームド・コンセントの普及

患者が同意の上で適切な医療を受けることができるようインフォームド・コンセントの普及・啓発に努めます。

また、インフォームド・コンセントに関する相談については島根県医療安全支援センターにおいて対応し、必要に応じて患者又は医療機関に助言を行います。

⑤インフォームド・コンセントの普及

医師会等医療関係団体における研修の場や医療機関を対象とした「医療安全研修会」等の機会を利用して、インフォームド・コンセントの推進に関する啓発等に努めます。

インフォームド・コンセントに関する苦情については、島根県医療安全支援センター事業として医療対策課及び各保健所に設置している「医療安全相談窓口」において対応し、必要に応じて患者又は医療機関へ助言を行います。

第 二 次 改 定 (素案)	第 一 次 改 定
<p>8 犯罪被害者等とその家族</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p><u>犯罪被害者とその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)は犯罪の直接的な被害にとどまらず、医療費の負担や失職などによる経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や報道機関の取材による精神的被害等の二次的被害で苦しめられることも少なくありません。</u></p> <p><u>このような状況の下2004(平成16)年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項が定められました。</u></p> <p><u>翌年、国は犯罪被害者等基本法の理念を具体化した「犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等が直面する、生命、身体、財産上の直接的な被害、経済的困窮や精神的被害などの二次的被害を支援するための具体的施策の推進を図ることとしました。</u></p> <p><u>その後、2011(平成23)年「第2次犯罪被害者等基本計画」、2016(平成28)年「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者等の権利や利益の一層の保護が図られました。</u></p> <p><u>県においても、このような動向を踏まえ、2006(平成18)年に施行した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び同条例に基づき策定した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」において、犯罪被害者等への支援を推進することを定め、県民の犯罪被害者等に対する理解を深めるための広報や啓発、支援のための体制の整備などの取組を進めてきました。</u></p> <p><u>2014(平成26)年には島根県公安委員会が一般社団法人 島根被害者サポートセンター(2016(平成28)年4月から公益財団法人として認定)を県内初の「犯罪被害者等早期援助団体(*)」に指定しました。県と警察では、同センターとの連携強化により犯罪被害者等への支援、体制の整備などの各施策に取り組んでいます。</u></p>	<p>8 犯罪被害者等とその家族</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>我が国では、1974(昭和49)年のいわゆる三菱重工ビル爆破事件がきっかけとなり、犯罪被害者等に対する公的経済支援制度の確立を求める声が高まったことを受け、1980(昭和55)年に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が制定され、犯罪被害者等の精神的、経済的負担の緩和が図られるようになりました。</p> <p>その後、様々な被害者支援の動きが活発化し、総合的な取組を求める犯罪被害者等の声に答えるために、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向け、政治主導による基本法制定の動きが始まり、2004(平成16)年「犯罪被害者等基本法」が議員立法により成立、2005(平成17)年施行されました。</p> <p>この法律では、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項が定められ、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることが目的とされています。</p> <p>また、政府は、「犯罪被害者等基本法」で定めることとされた、総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱となる「犯罪被害者等基本計画」を2005(平成17)年閣議決定しました。</p> <p>この基本計画では、犯罪被害者等が直面する、生命、身体、財産上の直接的な被害、精神的ショック、医療費の負担、失職や転職を余儀なくされることによる経済的困窮、あるいは「*PTSD(心的外傷後ストレス障害)」などの精神的被害を支援するため、258の具体的施策の推進を図ることとされています。</p> <p>県においても、このような動向を踏まえ、2006(平成18)年に施行した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」において、犯罪被害者等支援の推進を図ることとしています。</p>

また、2015(平成 27)年には、島根県女性相談センター内に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「たんぼぼ」を創設し、潜在化しやすい性犯罪被害者に対する支援を行っています。

しかし、犯罪被害者等の置かれた立場に対する理解が広く県民の中に浸透し、支援に対する十分な協力が得られているとはいえない状況にあります。犯罪被害者等がその受けた被害から一日も早く心身ともに回復し、再び平穏な生活ができるように、犯罪被害者等を社会全体で支えていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

「犯罪被害者等基本法」により、犯罪被害者等への支援が、国、地方公共団体、国民の責務とされたことから、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。

県では、犯罪被害者等が直面している困難な状況を解消し、その権利や利益の保護を図っていきます。そのため、犯罪被害者等の視点に立ち、経済的、精神的、さらに、医療、住宅、雇用など生活全般にわたる様々な支援を被害直後から中長期にかけて、関係機関、団体等と連携して途切れなく実施していきます。

また、県民の犯罪被害者等に対する理解と配慮、そして協力が促進されるような広報・啓発活動を推進します。

①犯罪被害者等に対する理解の増進

犯罪被害者等による講演会の開催をはじめ、教育活動や広報、啓発活動を通じ犯罪被害者等が置かれている状況に対する県民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支援していくという機運を醸成していきます。

②犯罪被害者等に対する支援の推進

犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、犯罪被害者等への給付金の支給や医療費の一部公費負担、県営住宅への優先入居などの支援を実施します。

(2) 施策の基本的方向

「犯罪被害者等基本法」により、犯罪被害者等への支援が、国、地方公共団体、国民の責務とされたことから、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。

県では、犯罪被害者等の視点に立ち、そのニーズに応えるため、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」に基づき、広報・啓発や相談窓口の設置、支援体制の整備に関し、関係課等との連携により次の施策を推進します。

①広報・啓発の推進

社会全体で犯罪被害者等を支援していくという気運を醸成するため、関係機関と連携して、犯罪被害者等による講演会の開催や各種マスメディア等を活用した広報啓発活動を実施するなど、県民に対し、犯罪被害者等が置かれている状況を理解してもらう活動を展開します。

②相談窓口の設置

犯罪被害者等からの相談については、総合的窓口としての「島根県犯罪被害者等支援総合窓口」や「警察総合相談電話」のほか、「性犯罪 110 番」、「ス

また、精神的負担については、警察が協力を得た精神科医や臨床心理士等によるカウンセリング支援や公益社団法人島根被害者サポートセンターと連携し、電話・面接相談や法廷、病院、警察等への付き添い等の支援活動を推進します。

なお、これらの施策の推進にあたっては、犯罪被害者等に最初に接することとなる警察職員及び県・市町村等の関係機関の担当職員が、捜査や支援の過程において、犯罪被害者等に二次的被害を与えることのないように努めます。

③犯罪被害者等に対する支援のための体制整備の推進

同じような経験を持つ犯罪被害者等で構成する自助グループの支援活動は、きめ細かで迅速な対応を可能にするもので、途切れのない支援を行う上で欠くことのできない存在であり、こうした自助グループへの支援に努めます。

司法、行政、医療、民間企業等により組織している「島根県被害者支援連絡協議会」や県内全域で結成されている地域単位の「被害者支援地域ネットワーク」との連携を図り、犯罪被害者等の視点に立った支援を実施します。

犯罪被害者等からの相談については、総合的窓口としての「島根県犯罪被害者等支援総合窓口」、「ヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番」、「性犯罪110番」(性犯罪被害者相談電話(全国統一) #8103(ハートさん))、性暴力被害者支援センター「たんぽぽ」、一般社団法人しまね性暴力被害者支援センター「さひめ」など各種相談窓口の県民への周知と利用を促進します。

また、迅速・的確な相談対応に努めます。

トーカー相談電話」、「ヤングテレホン」、「暴力団相談電話」、「女性相談交番」など、その内容に対応した各種相談窓口を設置しています。

こうした窓口の周知を図り、利用を呼びかけるとともに、迅速・的確な相談対応を行うことにより犯罪被害者等への支援に努めます。

③支援体制の整備

(ア) 犯罪被害者等への支援活動の推進

犯罪被害者等の様々な負担を軽減するため、捜査状況などの情報提供やカウンセリングなどの実施、犯罪被害者等給付金の支給や遺体搬送費等の公費負担、再被害防止のための非常通報装置の設置や貸出用携帯電話の整備による安全の確保などの各種施策を適切に推進します。

また、これらの施策の推進にあたっては、犯罪被害者等に最初に接することとなる警察職員が、捜査の過程において、犯罪被害者等に二次的被害を与えることのないように努めるほか、犯罪被害者等の心情を理解するため、警察職員に対する研修会や講演会等を開催します。

(イ) 関係機関・団体との連携強化

犯罪被害者等が、再び平穏な生活を取り戻すためには、被害直後から中・長期にわたって、そのニーズに応じた支援を途切れなく受けられることが重要です。

民間団体による相談受理や検察庁・裁判所等への付き添い等の直接的な支援や、同じような経験を持つ犯罪被害者等で構成する自助グループの支援活動は、きめ細かで迅速な対応を可能にするもので、途切れのない支援を行う上で欠くことのできないものであり、こうした民間被害者支援団体や自助グループへの支援に努めます。

また、犯罪被害者等の幅広いニーズに対応するため、県の機関、市町村、司法機関、民間団体等により組織している「島根県被害者支援連絡協議会」や県内全域で結成されている地域単位の「被害者支援地域ネットワーク」との連携を図り、犯罪被害者等の視点に立った支援を行います。

第 二 次 改 定 (素案)	第 一 次 改 定
<p>9. 刑を終えて出所した人等</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>刑を終えて出所した人が、社会の一員として立ち直ろうとする意欲がある場合であっても、<u>県民の意識の中に根強い偏見や差別があり、就職や住居の確保に際して大きな障害となるなど、その社会復帰は厳しい状況にあります。</u></p> <p>また、<u>刑を終えて出所した本人だけでなく、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。</u></p> <p><u>これらの状況を踏まえ、国は2008(平成20)年に策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」で、再犯防止対策の一環として刑務所出所者等の社会復帰支援を総合的に推進することとしました。</u></p> <p><u>2016(平成28)年には「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、犯罪を犯した者等の社会復帰のための施策を国、地方公共団体が進めることが定められました。</u></p> <p><u>県では、これらの国の動きを受け、2009(平成21)年に「犯罪に強い社会の実現のための島根県民会議」を設置して「犯罪に強い社会の実現のための島根行動計画」を策定し、矯正施設、保護観察所をはじめ、民間の篤志家である保護司や協力事業主などと協力して社会復帰に向けた支援体制を推進することとしました。</u></p> <p><u>また、2010(平成22)年には、島根県地域生活定着支援センターを設置(運営は島根県社会福祉協議会)し、高齢であり、又は障がいをもつことにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる人(以下「調整対象者」という。)に対して、保護観察所等と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を実施しています。</u></p> <p><u>刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されることがないよう偏見や差別の解消に向け、関係機関、団体等と連携・協力して啓発活動に努めるとともに、社会復帰への支援を推進することが必要です。</u></p>	<p>9. 刑を終えて出所した人等</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>刑を終えて出所した人が、社会の一員として立ち直ろうとしていることに対し、誤った認識や偏見が更生を妨げ人権の侵害につながる場合があります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。</p> <p>このため、刑を終えて出所した人については、その被害者の立場にも配慮しながら、再び同じ地域社会の一員として円滑な社会復帰の促進を図ることが必要です。</p> <p>こうした考えに立ち、「更生保護制度」が整備され、国家公務員である保護観察官をはじめ、民間の篤志家である保護司や協力事業主などが刑を終えて出所した人の社会復帰に向けた支援を行っています。</p>

(2) 施策の基本的方向

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な社会復帰をするためには、社会全体の支援と県民一人一人の理解と協力が必要です。

このため、刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう偏見や差別の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力して啓発に努め、温かく受け入れる地域社会づくりを進めます。

①刑を終えて出所した人等に対する理解の推進

刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう偏見や偏見の解消に向け、関係機関・団体等と連携・協力して啓発に努めます。

②刑を終えて出所した人の社会復帰に向けた支援体制の推進

関係機関・団体等と連携し、社会復帰に向け、就労、住宅の確保等の支援体制を推進します。

また、調整対象者については、島根県地域生活定着支援センターを通じて相談、福祉サービスの充実などの支援に努めます。

(2) 施策の基本的方向

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な社会復帰をするためには、社会全体の支援と県民一人ひとりの理解と協力が必要です。

このため、刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されることのないよう差別や偏見の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力して啓発に努め、温かく受け入れる地域社会づくりを進めます。

第二次改定(素案)

第一次改定

10 LGBT等

11. 性同一性障害者の人権

(1) 現状と課題

(1) 現状と課題

性的指向(人の恋愛・性愛の対象が誰に向いているかを示す概念)や性自認(自分の性別をどのように認識しているかを示す概念)に関わる LGBT(*)等の当事者は、性の区分や異性愛を前提とした社会の中で、周囲の理解が不足しているため、偏見や差別の眼差しで見られることが多く、いじめや差別の対象になったり、就職や賃貸住宅への入居等の際に困難を強いられるなど、様々な問題に直面しています。ある民間の調査(*)によると日本人に占める LGBT 等の割合は7.6%(約13人に1人)と報告されています。

性同一性障害とは、生物学的な性別(身体の性)と心理的な性別(心の性)との間に食い違いが生じた状態のことをいい、世界保健機関(WHO)の国際疾病分類の中に位置付けられています。

近年、欧米諸国では同性婚や同性カップルに結婚とほぼ同等の権利を認めるなどの動きも出てきています。我が国でも、一部の自治体においては、同性パートナーシップの関係にあることを証明するなどの新たな動きも見られます。

我が国においては、1997(平成9)年に「性同一性障害の診断と治療に関するガイドライン」が策定され、医学的治療の対象となっています。

また、2004(平成16)年に「性同一性障害(*)者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の基準(*)を満たせば、戸籍上の性別の取扱いの変更について、家庭裁判所での審判を受けることができるようになりました。

また、2004(平成16)年には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害者特例法)」が施行され、性別の変更も認められるようになりました。

2015(平成27)年には、文部科学省は、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を都道府県に通知、さらに翌年には通知に基づく対応の在り方についてまとめた「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」の手引きを示し、きめ細かな対応を行うよう求めています。

しかしながら、性同一性障害の治療が可能な医療機関の整備は、十分とは言えません。また、「性同一性障害者特例法」による性別変更の要件のうち、「現に子がいないこと」は、2008(平成20)年の法改正により、「現に未成年の子がいないこと」に緩和されましたが、他にも性別適合手術を終えていることなどの要件を満たす必要があります。性別の変更は容易ではありません。

県では、LGBT 等に対する周囲の理解の不足が偏見や差別の要因の一つと考えられることから、県民に対し啓発資料の配布、講演会等を実施し、LGBT 等に対する理解を深める啓発活動を推進してきました。また、教育現場においても、多様な性に対する教職員の理解を深めるとともに、国の通知等に基づき児童生徒に対して適切な対応を行える体制の整備に取り組んでいます。

(2) 施策の基本的方向

2016(平成28)年に県が実施した人権問題県民意識調査において、LGBT 等の問題に対する理解の不足を指摘する回答が最多であったことから、県民に対する啓発を強化していく必要があります。

性同一性障害を抱える人々は、その障害に対する周囲の理解が不足しているため、差別や偏見の眼差しで見られることが多く、就職や住宅を借りる際、また、銀行などの窓口での対応など、社会生活を送る上で様々な困難に直面しています。

性同一性障害について、この問題の解決に取り組む民間の団体とも連携・協力して、正しい理解の促進と差別や偏見の解消に向けた啓発に取り組むとともに、社会の正しい理解のもとで、自分らしい生活を営むことができるよう環境の整備に努めます。

(2) 施策の基本的方向

LGBT等に対する偏見や差別が当事者を苦しめており、周囲の一人一人がLGBT等について正しい理解や認識を深め、これらの人々の人権が尊重される社会の実現に向けた啓発活動に取り組みます。

また、相談体制の充実を図り、特に学校においては、児童生徒に対するきめ細やかな対応に取り組みます。

① 県民に対する取組

地域社会や職場において、LGBT等の人々が直面する課題を認識し、性に対する多様なあり方への理解を深めるために、民間団体等とも連携して、各種講演会や研修等の開催、啓発資料の配布等を通じて、広く県民への啓発や相談対応の充実を図っていきます。

② 学校における取組

LGBT等について教職員が正しく理解し、適切に対応できるよう促します。また、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整え、組織的な支援に取り組みます。

12. 様々な人権課題

(8) 性的指向（同性愛など）に係る問題

性的指向とは、性的意識や恋愛感情が同性に向くのか異性に向くのかという、人間の性に関わる意識や感覚のことをいいます。そして、性の指向は人によって様々ではありません。

しかし、性愛の対象として、異性にではなく同性や両性に対して愛情を抱く人々は、少数であるがために差別や偏見の眼差しで見られたり、場合によっては職場を迫られることさえあります。

我が国においては、性的指向に関わる差別や人権侵害が存在していること、また、それが解決されなければならない問題であるという認識は定着していません。

こうした差別を解消するためには、私たち一人ひとりが個性の一つとして性的指向を捉えていく必要があります。

このため、性的指向について理解と認識を深めるよう啓発に努めていきます。

第二次改定(素案)

第一次改定

11 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの普及に伴い、その匿名性などを悪用した深刻な人権侵害が全国的に増加傾向にあります。

国は、2002(平成14)年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下「プロバイダ制限責任法」という。)を施行し、インターネットでの情報の流通によって人権侵害が発生した場合のプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めました。

また、「プロバイダ制限責任法」に関するガイドライン等では、情報の削除要請があった場合のプロバイダ等のとるべき行動基準や情報発信者が遵守すべき事項を定めるなど、被害者の迅速な救済や人権侵害の発生への防止に向けた取り組みを進めてきました。

県としても、インターネットの特性を悪用した人権侵害問題について、早急に対応すべき重要課題であるという認識に立ち、様々な場で情報モラルや、人権に関する正しい知識を持ってインターネットを利用することについて啓発を実施し、また偏見や差別を助長する恐れのあるホームページについては、法務局を通じて削除要請を行いました。

しかしながら、依然としてインターネット上では個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現等、人権に関わる様々な問題が発生しており、効果的かつ総合的な対策が求められています。

一方、2016(平成28)年に行った「人権問題県民意識調査」によると、この問題について約25%の方が関心を持っていると回答しています。また人権侵害が起こっている原因としては、監視体制が不十分、取り締まりができる法律がない、学校での子どもへの情報モラル教育や保護者への啓発が不十分、利用者やプロバイダ等に対する啓発・広報が不十分であるということにそれぞれ4割以上の方が回答しています。

今後も発生防止・早期発見・拡大防止のための取組をさらに進めていく必要があります。

10 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

高度情報化の進展に伴うパソコンやインターネットの普及により、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上し、多くの人々が、効率的で豊かな社会生活を享受できるようになりました。

しかし、その一方で、他人のプライバシーを侵害したり、名誉を毀損するような悪質な情報発信が行われたり、犯罪や差別の助長にもつながる有害情報が掲載されるなど、ネット社会における匿名性を悪用した深刻な人権侵害問題が全国的に多発しています。

こうした状況を踏まえ、国は、インターネットでの情報の流通によって人権侵害が発生した場合のプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」を制定し、2002(平成14)年に施行しました。

また、これにあわせて、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を作成することにより、重大な人権侵害事案に関しては、法務省人権擁護機関が直接プロバイダ等へ書き込みの削除依頼を行うようにするなど、個人情報の適正な取り扱いの徹底や被害者の迅速な救済に向けた法整備を進めています。

県としても、インターネットの特性を悪用した人権侵害問題について、早急に対応すべき重要課題であるという認識に立ち、早期発見・拡大防止のための取組を進めていきます。

(2) 施策の基本的方向

県民一人一人が、人権擁護の視点に立った正しい知識を身に付け、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべきことなどの理解を深められるよう、学校や職場、地域などで様々な機会を通じて啓発活動を推進します。

また、定期的にインターネットの電子掲示板などのモニタリングを実施したり、法務局や市町村、関係機関等との連携を深めることにより、インターネットによる人権侵害の早期発見を図り、迅速な削除依頼を行うなど、被害の拡大防止に努めます。

さらに、インターネット上の人権侵害情報の氾濫などを抑制していくため、国に対し「プロバイダ責任制限法」の改正等実効性のある制度の確立を要望していきます。

(2) 施策の基本的方向

法務局や市町村、関係機関等との連携を深めることにより、インターネットによる人権侵害の早期発見を図り、「プロバイダ責任制限法」の趣旨を踏まえた迅速な削除依頼を行うなど、被害の拡大防止に努めます。

また、県民一人ひとりが、情報化社会がもたらす影響について、人権擁護の視点に立った正しい知識を身に付け、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべき情報モラルについての理解を深められるよう啓発を推進します。

第 二 次 改 定 (素案)	第 一 次 改 定
<p>12. 様々な人権課題</p> <p>(1) プライバシーの保護</p> <p>1) 現状と課題</p> <p><u>プライバシーの保護は、個人の私的な生活を他人の干渉から守り、日常生活を平穏に過ごすために必要不可欠です。個人情報の流出や漏洩は個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題です。</u></p> <p>個人の権利利益を保護するために、県においては、2002(平成14)年に「<u>島根県個人情報保護条例</u>」を、国においても、2005(平成17)年に「<u>個人情報の保護に関する法律</u>」及び「<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</u>」(以下「<u>個人情報保護法</u>」という。)を全面施行し、官民を通じて、<u>個人情報保護制度を整備してきました。</u></p> <p><u>しかし、近年、情報化の進展によりUSBメモリーなどデータ記憶媒体の紛失だけでなく、コンピューターウイルスや不正アクセスによる個人情報の流出、インターネット上への個人情報の掲載など個人のプライバシーが侵害される事象が発生しています。</u></p> <p><u>また、2013(平成25)年には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定され、国民一人一人に個別のナンバーが振り分けられるなど、個人情報の取り扱いに一層の厳格化が求められるようになりました。</u></p> <p>2) 施策の基本的方向</p> <p><u>個人情報保護法等の法令に基づき、個人情報が適切に取り扱われるよう、個人情報保護の重要性、情報の収集、発信における責任やモラルに関する啓発を推進します。</u></p>	<p>12. 様々な人権課題</p> <p>(1) プライバシーの保護</p> <p>プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題であり、個人のプライバシーを最大限保護することが必要です。</p> <p>しかし、近年の情報通信社会の進展に伴い、様々な分野で個人情報を利用したサービスが提供され、社会生活が大変便利なものになっている反面、個人情報の取扱いやプライバシーの侵害に対する不安が高まってきました。</p> <p>このような状況を踏まえ、個人の権利利益を保護するために、県においては、2002(平成14)年に「<u>島根県個人情報保護条例</u>」を、国においても、2005(平成17)年に「<u>個人情報の保護に関する法律</u>」及び「<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</u>」を全面施行し、官民を通じて、<u>個人情報保護制度を整備されました。</u></p> <p>今後も、これらの法令等に基づき、個人の権利利益の保護を図っていきます。</p>

第 二 次 改 定 (素案)	第 一 次 改 定
<p>1 2 様々な人権課題</p> <p>(2) 「ひのえうま」などの迷信</p> <p><u>1) 現状と課題</u></p> <p>古くから日本社会に存在する迷信や因習の中には、「ひのえうま」や「つきもの」など、非科学的で根拠のないものであるにもかかわらず、それを理由とした差別や人権侵害が行われるものがあります。なかでも「きつねもち」は、島根県特有の迷信として一定の地域にみられ、今もなお、差別意識が残されています。</p> <p><u>同和対策審議会の答申は、昔ながらの迷信、非合理的な偏見などが同和問題を存続させ、部落差別を支える根拠の一つである旨指摘しています。</u></p> <p><u>県でも、迷信や非合理的な偏見は差別を生む要因のひとつであると考えています。人々が根拠のない迷信を信じ、自分の自由な意思によらず、安易に「世間」に同調して行動することは、事実無根の風評や誤った考え方などを無批判に受け入れることにつながり、それを理由として差別や人権侵害が行われることを懸念するからです。</u></p> <p><u>根拠のない迷信に同調し偏見や差別を助長することがないよう啓発を実施することが必要です。</u></p> <p><u>2) 施策の基本的方向性</u></p> <p><u>研修等様々な機会を通じて、迷信と偏見・差別について啓発を行います。</u></p>	<p>1 2 様々な人権課題</p> <p>(2) 「ひのえうま」などの迷信</p> <p>古くから日本社会に存在する迷信や因習の中には、「ひのえうま」や「つきもの」など、非科学的で根拠のないものであるにもかかわらず、それを理由とした差別や人権侵害が行われるものがあります。なかでも「きつねもち」は、島根県特有の迷信として一定の地域にみられ、今もなお、差別意識が残されています。</p> <p>こうした問題についても、様々な機会を通じて、差別や偏見をなくす啓発に努めます。</p>

第 二 次 改 定 (素案)	第 一 次 改 定
<p>1 2 様々な人権課題</p> <p>(3) アイヌの人々</p> <p>1) 現状と課題</p> <p>アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣など、独自の豊かな文化をもった民族です。</p> <p>しかし、過去の同化政策などにより、伝統的生活を支えてきた狩猟や漁労が制限又は禁止されたうえ、アイヌ語の使用や独自の風習も禁止されるなど、民族独自の文化が失われていきました。</p> <p>こうしたアイヌの人々の歴史や文化への無関心や誤った認識から、<u>偏見や差別が依然として存在しています。</u></p> <p>このため、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るとともに、我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、1997（平成9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。</p> <p>また、2008（平成20）年には、アイヌ民族を先住民族と認め、地位向上などの総合的な施策に取り組むことを政府に求めるため、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択されました。</p> <p><u>その後、国はアイヌ政策をさらに推進するため「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会」を開催し、2009（平成21）年に報告書を取りまとめました。同報告書を受けて、2010（平成22）年1月以降、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」を開催し総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進しています。</u></p> <p>県ではこうした法律や決議の趣旨に沿って、県民のアイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めています。</p> <p>2) 施策の基本的方向</p> <p><u>県民のアイヌの人々への理解と認識を深め、偏見や差別の解消を図るために啓発に努めます。</u></p>	<p>1 2 様々な人権課題</p> <p>(3) アイヌの人々</p> <p>アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣など、独自の豊かな文化をもった民族です。</p> <p>しかし、過去の同化政策などにより、伝統的生活を支えてきた狩猟や漁労が制限又は禁止されたうえ、アイヌ語の使用や独自の風習も禁止されるなど、民族独自の文化が失われていきました。</p> <p>こうしたアイヌの人々の歴史や文化への無関心や誤った認識から、差別や偏見が依然として存在しています。</p> <p>このため、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るとともに、我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、1997（平成9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。</p> <p>また、2008（平成20）年には、アイヌ民族を先住民族と認め、地位向上などの総合的な施策に取り組むことを政府に求めるため、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択されました。</p> <p>こうした法律や決議の趣旨に沿って、アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めます。</p>

第 二 次 改 定 (素案)	第 一 次 改 定
<p>12. 様々な人権課題</p> <p>(4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等</p> <p>1) 現状と課題</p> <p><u>現在、日本政府は北朝鮮に拉致された被害者として17名を認定し、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者883名(平成29年4月現在)に関し情報収集や捜索・調査を継続しています。</u></p> <p><u>国においては、2006(平成18)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、<u>拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題(以下「拉致問題等」という。)</u>を解決するため最大限の努力をすることを宣言し、地方公共団体においても<u>拉致問題等に関する国民世論の啓発を図るよう求めました。</u></u></p> <p><u>県では、この法律の趣旨を踏まえ、国や市町村と連携を図り、<u>拉致問題等の県民への啓発活動に努めてきました。</u></u></p> <p><u>しかし、<u>拉致被害者やその家族が高齢となる中、<u>拉致被害者全員の帰国は実現しておらず、一刻の猶予も許されない状況となっています。</u></u>また、内閣府が2017(平成29)年に実施した外交世論調査では北朝鮮への関心事項として日本人拉致問題等を挙げた人の割合が、平成14年以降初めて8割を下回るなど<u>拉致問題等に対する国民の関心の希薄化が懸念されています。</u></u></p> <p>2) 施策の基本的方向</p> <p><u>拉致問題等への取組には、国民世論の支持と理解が不可欠です。<u>拉致問題等についての県民の関心と認識を深めるため、国や市町村と連携を図り、<u>拉致問題等の広報、啓発活動に取り組みます。</u></u></u></p>	<p>12. 様々な人権課題</p> <p>(4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等</p> <p>北朝鮮に拉致された日本人は、2002(平成14)年に帰国が実現した5名のほか、日本政府が拉致被害者と認定している者を含め、被害者の数は100名とも200名とも言われています。</p> <p>国においては、2006(平成18)年に「<u>拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律</u>」を制定し、問題の解決に向け対処しており、地方自治体においても国民世論の啓発を図るよう求められています。</p> <p>このため、国や市町村と連携を図りつつ、<u>拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発に努めます。</u></p>

第二次改定(素案)	第一次改定
<p>12 様々な人権</p> <p>(5) ホームレスの人権</p> <p>1) 現状と課題</p> <p>ホームレスとなっている人々の理由として、失業や疾病による収入の減少、貧困、借金などの背景があり、年齢層も中高年だけでなく、若年層や女性にも広がってきていると言われています。</p> <p>こうしたホームレスの人々の生活の自立を支援するため、2002(平成14)年に<u>生活保護法の適用などの施策目標を定めた「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」</u>が制定されました。</p> <p><u>この法律に基づき、「ホームレスの実態に関する全国調査」が毎年実施され、2017(平成29)年1月現在、ホームレス数は全国で5,534人となっています。県内では確認されていませんが、生活場所を移動しているホームレスの方もおられるため、正確な実態把握は困難な面があります。</u></p> <p><u>県では、これまで生活保護制度の活用等により、必要な個別支援、相談対応などを実施してきました。</u></p> <p><u>2015(平成27)年には、生活困窮者自立支援法が施行され、ホームレス対策として、一時生活支援事業(衣食住の提供)、自立相談支援事業(生活習慣の改善、就労支援等)などの活用が可能となりました。</u></p> <p><u>今後も、ホームレスの社会復帰を支援し、偏見や差別の解消に努めることが必要です。</u></p> <p>2) 施策の基本的方向</p> <p><u>各福祉事務所等において必要な個別支援、相談対応等が適切に実施され社会復帰ができるよう支援します。併せて、ホームレスに対する偏見や差別を解消するための啓発に努めます。</u></p>	<p>12 様々な人権</p> <p>(5) ホームレスの人権</p> <p>ホームレスとなっている人々の理由として、失業や疾病による収入の減少、貧困、借金などの背景があり、年齢層も中高年だけでなく、若年層や女性にも広がってきていると言われています。</p> <p>こうしたホームレスの人々の生活の自立を支援するため、2002(平成14)年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定され、また、2003(平成15)年には、「ホームレスの実態に関する全国調査」が実施されました。</p> <p>この全国調査における県内実態では、ホームレスと確認できた人は少数に留まりますが、これまで経済的な自立や生活自立のため、生活保護制度による支援を行っており、今後も、毎年度実施される全国調査における県内状況を踏まえながら、必要な個別支援、相談対応等を行うとともに、様々な人々の生活を支援するため、関係機関との連携や地域福祉等の推進に取り組みます。</p>

第 二 次 改 定 (素案)	第 一 次 改 定
<p>12 様々な人権課題</p> <p>(6) 人身取引（トラフィッキング）事件の適切な対応</p> <p>1) 現状と課題</p> <p><u>性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。</u></p> <p><u>2004(平成16)年内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、「人身取引対策行動計画」を策定し、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を推進することとしました。</u></p> <p><u>その後、人身取引対策を一層推進するために2009(平成21)年、2014(平成26)年にそれぞれ新たな人身取引対策行動計画が策定されました。</u></p> <p><u>県においても、「外国人問題対策連絡協議会」「不法就労等外国人労働者問題地方協議会」などの会議を通じ、入国管理局及び労働局など関係機関との情報交換を行い、被害の防止、被害者からの相談・保護が求めやすい環境づくりに取り組むとともに、講演会、講習会等を通じ人身取引防止のための広報、啓発に努めています。</u></p> <p>2) 施策の基本的方向</p> <p><u>人身取引は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。県民への啓発に努めるとともに、関係機関と連携を強化し、被害の防止、被害者からの相談や保護が求めやすい環境づくりに努めます。</u></p>	<p>12 様々な人権課題</p> <p>(6) 人身取引（トラフィッキング）事件の適切な対応</p> <p>国連において、2000（平成12）年に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性および児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（国際組織犯罪防止条約人身取引議定書）」が採択されています。我が国においても、風俗営業所等が雇用している外国人に、売春を強要するなどの反社会的行為が発生しており、刑法の人身売買罪や売春防止法違反及び入管法違反（不法就労助長罪）等で検挙される事件が後を絶ちません。</p> <p>人身取引を撲滅するため、入国管理局との連携を図りながら、外国人パブ等風俗営業所等における違法行為の取締りを強化します。</p> <p>また、人身取引の撲滅が国際的に重要な課題であり、我が国が受け入れ国として非難されている現状について、県民への啓発に努めるとともに、被害者からの相談や保護を求めやすい環境づくりを推進します。</p>

第二次改定(素案)	第一次改定
<p>12 様々な人権課題</p> <p>(7) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族</p> <p><u>1) 現状と課題</u></p> <p>中国残留邦人は、昭和 20 年当時、中国の東北地方(旧満州地区)に居住していた開拓団などの日本人のうち、第二次世界大戦末期の混乱により、肉親と離別するなどの事情から、終戦後も中国にとどまることを余儀なくされた方々です。帰国までに長期間を要したことから、多くの方が、言葉、生活習慣、就労等の面で様々な困難に直面することになりました。</p> <p>このため、日本に帰国した中国残留邦人とその家族については、その正しい認識と理解を進めるとともに、<u>地域社会における自立、生活の安定を図るため医療費、住宅費等の経済的支援などを実施してきました。</u></p> <p><u>今後も、市町村と連携を図り支援給付などの生活支援に努める必要があります。</u></p> <p><u>2) 今後の基本的方向</u></p> <p><u>日本に帰国した中国残留邦人とその家族については、その正しい認識と理解を深めるとともに、市町村と連携を図り支援給付などの生活支援に努め、地域社会における生活の安定を図ります。</u></p>	<p>12 様々な人権課題</p> <p>(7) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族</p> <p>中国残留邦人は、昭和 20 年当時、中国の東北地方(旧満州地区)に居住していた開拓団などの日本人のうち、第二次世界大戦末期の混乱により、肉親と離別するなどの事情から、終戦後も中国にとどまることを余儀なくされた方々で、帰国までに長期間を要したことから、多くの方が、言葉、生活習慣、就労等の面で様々な困難に直面することになりました。</p> <p>このため、日本に帰国した中国残留邦人とその家族については、その正しい認識と理解を進め、自立指導員や自立支援通訳の派遣など、地域社会における早期自立の促進及び生活の安定に努めます。</p>

12 様々な人権課題

(8) 災害と人権

1) 現状と課題

2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災では、避難所においてプライバシーが守られないことのほかに、高齢者、障がいのある人、子ども、女性、外国人等の災害時に迅速、的確な行動がとりにくく被害を受けやすい被災者(以下「災害時要配慮者」という。)について十分な配慮がされていないことが問題となりました。

また、福島第一原子力発電所事故により、避難を余儀なくされた人々に対して、根拠のない風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせなどが社会問題化しました。

県では、2016(平成28)年3月策定の「島根県国土強靱化計画」、2017(平成29)年10月策定の「島根県地域防災計画」において、災害時要配慮者に対する避難時の情報発信体制、避難所等における相談体制の整備などに努めることとしています。

災害時には、県民がお互いを尊重し助け合うとともに、被災者の人権尊重の視点に立った対応・配慮などを推進することが必要です。

2. 施策の基本的方向性

被災者の視点に立った施策を推進し、災害時にもすべての被災者の人権が尊重される環境づくりに努めます。

特に、災害時要配慮者については、市町村、関係機関、団体等との協力体制を構築し避難等が円滑に行えるよう支援します。

また、災害時要配慮者への災害情報の伝達については、聴覚障がい者への災害情報伝達のための文字情報受信システムや外国人や子ども、高齢者にも分か

りやすい「やさしい日本語」の普及などにより円滑な情報伝達が行われるよう努めます。

さらに、社会福祉施設、病院等における施設入所者の生活維持に必要な医薬品等の備蓄、避難誘導体制等の確立などを推進します。

第 二 次 改 定 (素案)	第 一 次 改 定
<p>12. 様々な人権課題</p> <p>(9) その他の人権課題</p> <p>その他この基本方針に掲げていない様々な人権課題や、今後新たに対応すべき人権課題などに対して、あらゆる機会を通じて、人権意識の高揚を図り、<u>偏見や差別</u>をなくしていくための施策の推進に努めます。</p>	<p>12. 様々な人権課題</p> <p>(9) その他の人権課題</p> <p>その他この基本方針に掲げていない様々な人権課題や、今後新たに対応すべき人権課題などに対して、あらゆる機会を通じて、人権意識の高揚を図り、<u>差別や偏見</u>をなくしていくための施策の推進に努めます。</p>

第2章 各論

III. 施策の推進

第 二 次 改 定 (素案)	第 一 次 改 定
<p data-bbox="147 201 331 228">第2章 各 論</p> <p data-bbox="147 277 331 304">Ⅲ. 施策の推進</p> <p data-bbox="147 357 1106 464"><u>県は、人権に関する全庁的な推進体制を構築し、国、市町村、関係団体との一層の連携・協力のもと、総合的かつ効果的な人権教育・啓発及び人権に係る施策を推進します。</u></p> <p data-bbox="147 512 506 539">1. 推進体制とフォローアップ</p> <p data-bbox="147 592 1106 735">この「基本方針」の推進にあたっては、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など、個別の人権課題を所管する部局の取組はもとより、全庁的な推進組織である「島根県人権施策推進会議」において関係部局間の密接な連携のもとに諸施策を実施するとともに、推進状況を毎年フォローアップしていきます。</p> <p data-bbox="147 751 1106 815">また、「島根県人権施策推進協議会」の提言を取り入れながら実効ある推進を図っていきます。</p> <p data-bbox="147 831 1106 938"><u>さらに、県民の人権意識を高めるために、人権啓発推進センターを拠点として、人権情報の収集・提供や啓発・研修の実施、指導者の養成、人権相談、人権問題に関する調査・研究などを実施し、一層の人権教育・啓発の推進に努めていきます。</u></p> <p data-bbox="147 1219 506 1246">2. 国や市町村との連携・協力</p> <p data-bbox="147 1299 1106 1362"><u>「基本方針」に基づく人権教育・啓発の効果的な推進を図るために、国及び市町村との役割分担を踏まえ、緊密な連携と協力のもとに取り組みます。</u></p>	<p data-bbox="1133 201 1317 228">第2章 各 論</p> <p data-bbox="1133 277 1317 304">Ⅲ. 施策の推進</p> <p data-bbox="1133 512 1491 539">1. 推進体制とフォローアップ</p> <p data-bbox="1133 592 2092 655">人権問題の解決は、県民の人権意識の高まりを背景に、ますます重要な課題になってきており、教育・啓発の必要性も一段と高まっています。</p> <p data-bbox="1133 671 2092 858">こうした中、県では、人権教育・啓発を総合的・効果的に推進することを目的として、2003（平成15）年に松江市に人権啓発推進センターを、さらに、2006（平成18）年には、浜田市にも同様のセンターを設置して体制の整備を図り、人権情報の収集・提供や啓発・研修の実施、指導者の養成、人権相談、調査研究などの事業を行っています。</p> <p data-bbox="1133 874 2092 938">今後とも、これらのセンターを拠点として、一層の人権教育・啓発の推進に努めていきます。</p> <p data-bbox="1133 954 2092 1098">この「基本方針」の推進にあたっては、女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人など、個別の人権課題を所管する部局の取組はもとより、全庁的な推進組織である「島根県人権施策推進会議」において、関係部局間の密接な連携のもとに諸施策を実施するとともに、毎年の推進状況をフォローアップしていきます。</p> <p data-bbox="1133 1114 2092 1177">また、「島根県人権施策推進協議会」の提言を取り入れながら、実効ある推進を図っていきます。</p> <p data-bbox="1133 1219 1491 1246">2. 国や市町村との連携・協力</p> <p data-bbox="1133 1299 2092 1362">人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、国、市町村と県が、それぞれの役割に応じて協力し合い、連携していくことが重要です。</p>

そのため、松江地方法務局、県及び関係団体で構成する県レベルの「島根県人権啓発活動ネットワーク協議会」並びに松江地方法務局、各支局、その管内の市町村及び県で構成する「地域人権啓発活動ネットワーク協議会」での連携を強化し、効果的な人権教育・啓発を進めていきます。

また、市町村は、地域住民と最も身近に接していることから、地域の実情に応じた、きめ細かな人権教育・啓発を進める実施主体です。市町村に対する情報提供や市町村における人権教育・啓発の指針の策定支援などを行うとともに、十分な連携を図りながら取組を進めていきます。

3. 民間との協働の推進

県内には、自ら学習会を主宰したり、人権侵害を受けている当事者の支援を行うなど、人権教育・啓発に自主的に取り組むNPO等の民間団体があります。

こうした民間の活動は、草の根的な運動として県民の共感を呼び、県や市町村が取り組んでいない先駆的事業展開や住民ニーズ・地域課題への柔軟な対応などの成果を挙げており、島根県の人権教育・啓発の重要な担い手です。

県としては、これらの活動を支援するとともに、連携・協力して、課題解決に対する県民の関心や参加意欲を高めていく取組を進めます。

4. 基本方針の見直し

人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、また、社会環境の変化等に的確に対応するために、必要に応じて見直しを行います。

そのため、松江地方法務局、県及び関係団体で構成する県レベルの「島根県人権啓発活動ネットワーク協議会」並びに松江地方法務局、各支局、その管内の市町村及び県で構成する「地域人権啓発活動ネットワーク協議会」での連携を強化し、効果的な人権教育・啓発を進めていきます。

また、市町村は、地域住民と最も身近に接していることから、地域の実情に応じた、きめ細かな人権教育・啓発を進める実施主体です。県と市町村の役割を明確にしながら、市町村に対する情報提供や市町村における人権教育・啓発の指針の策定支援などを行うとともに、十分な連携を図りながら取組を進めていきます。

3. 民間との協働の推進

県内には、自ら学習会を主宰したり、人権侵害を受けている当事者の支援を行うなど、人権教育・啓発に自主的に取り組むNPO等の民間の活動が生まれています。

こうした民間の活動は、草の根的な運動として県民の共感を呼び、県や市町村が取り組んでいない先駆的事業展開や住民ニーズ・地域課題への柔軟な対応などの成果を挙げています。

今後は、こうした民間の団体も島根県の人権教育・啓発の重要な担い手として位置付け、これらの活動を支援するとともに、連携・協力して、課題解決に対する県民の関心や参加意欲を高めていく取組を進めます。